

水道工事共通仕様書

平成22年1月

横須賀市上下水道局

目 次

共通編

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 総則 | 1 |
| 1.1 一般事項 | 1 |
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 法令等の遵守 | 1 |
| 3 疑義の解釈 | 1 |
| 4 書類の提出 | 1 |
| 5 委任又は下請負 | 3 |
| 6 施工体制台帳 | 3 |
| 7 特許権等の使用 | 3 |
| 8 監督員 | 3 |
| 9 現場代理人及び主任技術者等 | 4 |
| 10 有資格者 | 4 |
| 11 工事関係者に関する措置請求 | 5 |
| 12 官公署等への諸手続き | 4 |
| 13 費用の負担 | 4 |
| 14 条件変更等 | 4 |
| 15 工事の中止 | 5 |
| 16 賠償の義務 | 6 |
| 17 工事の検査 | 5 |
| 18 目的物の引渡し及び所有権の移転、部分使用 | 5 |
| 19 工事請負代金の請求 | 6 |
| 20 保証期間 | 7 |
| 1.2 安全管理 | 6 |
| 1 一般事項 | 7 |
| 2 交通保全対策 | 8 |
| 3 歩行者通路の確保 | 8 |
| 4 事故防止 | 9 |
| 5 事故報告 | 9 |
| 6 現場の整理整頓 | 10 |
| 7 現場の衛生管理 | 10 |
| 1.3 工事中設備 | 10 |
| 1 現場詰所及び材料置場等 | 10 |
| 2 工事中機械器具等 | 10 |
| 3 工事現場標識等 | 10 |
| 4 工事中電力及び工事中給・排水 | 10 |
| 5 工事に必要な土地水面等 | 10 |
| 1.4 工事施工 | 10 |
| 1 一般事項 | 10 |
| 2 事前調査 | 11 |
| 3 障害物件の取扱い | 11 |
| 4 現場付近居住者への説明 | 11 |
| 5 公害防止 | 12 |
| 6 道路の保守 | 12 |
| 7 警戒宣言に伴う措置 | 12 |
| 8 無石綿化への対応と健康障害の防止 | 12 |
| 9 建設工事に係る資材の再資源化 | 12 |
| 10 再資源の利用促進 | 12 |
| 11 就業時間 | 12 |

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 12 | 工事施工についての折衝報告 | 13 |
| 13 | 他工事との協調 | 12 |
| 14 | 埋蔵物 | 12 |
| 15 | 水中又は地下へ埋設する工事等 | 12 |
| 16 | 残土及び廃棄物の処理 | 12 |
| 17 | 工事測量 | 13 |
| 18 | 工事記録写真 | 14 |
| 19 | 工事しゅん工図 | 13 |
| 20 | 工事関係書類の整理 | 13 |
| 2. | 材料 | 13 |
| 2.1 | 材料一般 | 13 |
| 1 | 適用 | 14 |
| 2 | 材料の検査（確認を含む） | 15 |
| 3 | 調合 | 14 |
| 4 | 加工 | 15 |
| 5 | 合格品の保管 | 16 |
| 6 | 材料の搬入 | 15 |
| 2.2 | 支給材料及び貸与品 | 15 |
| 1 | 支給及び貸与 | 15 |
| 2 | 品目、数量、受渡し | 15 |
| 3 | 運搬・保管 | 15 |
| 4 | 使用及び加工 | 15 |
| 5 | 保管、使用状況の把握 | 15 |
| 6 | 損傷時の処置 | 15 |
| 7 | 貸与品の維持、修繕 | 15 |
| 8 | 精算及び返納 | 15 |
| 2.3 | 発生品 | 15 |
| 1 | 発生品 | 16 |
| 2.4 | 材料品目 | 17 |
| 1 | 石材及び骨材 | 17 |
| 2 | セメント、混和材及び水 | 18 |
| 3 | レディーミクストコンクリート | 19 |
| 4 | セメントコンクリート製品 | 19 |
| 5 | 土砂 | 20 |
| 6 | 木材 | 21 |
| 7 | 鋼鉄材 | 21 |
| 8 | 瀝青材料 | 22 |
| 9 | 塗料 | 23 |
| 10 | 植栽物 | 22 |
| 11 | 芝、竹製品 | 22 |
| 12 | その他 | 23 |
| 13 | JIS 及び JWWA の水道用品規格 | 24 |
| | 資料：建設副産物適正処理推進要綱（抜粋） | 27 |

成果品編

| | | |
|-----|-----------------|---|
| 1. | 工事記録写真撮影要領 | 1 |
| 1.1 | 目的 | 1 |
| 1.2 | 撮影計画 | 1 |
| 1 | 撮影計画書の提出 | 1 |
| 2 | 工事記録写真撮影計画書記載事項 | 1 |
| 1.3 | 撮影方法 | 1 |

| | | |
|-----|---------------|---|
| 1 | 写真の分類 | 1 |
| 2 | 撮影箇所 | 2 |
| 3 | 撮影時期 | 2 |
| 4 | その他 | 2 |
| 1.4 | 整理・編集 | 2 |
| 1 | 写真帳 | 2 |
| 2 | 写真の整理 | 2 |
| 3 | 写真帳の提出 | 2 |
| 2. | 管工事（しゅん工 CAD） | 8 |
| 2.1 | しゅん工図 | 8 |
| 1 | 標準仕様 | 8 |
| 3. | 測量成果品 | 8 |
| 4. | 地質調査成果品 | 8 |
| 5. | 電気・設備成果品 | 8 |
| 5.1 | 電気設備等工事 | 8 |
| 5.2 | 電気設備等業務委託 | 9 |

特記仕様書

| | | |
|--|--------------------------|---|
| | アスファルト混合物事前審査制度における特記仕様書 | 1 |
| | 工事施工計画書等の簡素化における特記仕様書 | 2 |
| | 建設副産物調査（センサス）にかかる特記仕様書 | 3 |
| | 公共建設発生土処理にかかる確認処分特記仕様書 | 5 |

共 通 編

1 総則

1.1 一般事項

1. 適用範囲

- (1) この工事共通仕様書（以下、「仕様書」という。）は、横須賀市上下水道局（以下、「甲」という。）が発注する水道施設工事及び関連する各建設工事に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項は、別に定める特記仕様書及び施工技術書による。
- (3) この仕様書の定めと特記仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）の定めが異なるときは、特記仕様書による。

2. 法令等の遵守

工事の施工に当たり請負者（以下「乙」という。）は、次に掲げる主な法律及びその他関係法令、条例、規則等を遵守すること。

建設業法、道路法、道路交通法、労働基準法、労働安全衛生法、電気事業法、職業安定法、労働災害補償保険法、緊急失業対策法、公害対策基本法、騒音規制法、振動規制法、河川法、港湾法、消防法、文化財保護法、中小企業退職金共済法、水質汚濁防止法、雇用保険法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、火薬類取締法、水道法、公害の防止に関する神奈川県条例、横須賀市個人情報保護条例、横須賀市上下水道局契約規程、その他必要法令。なお、これらの諸法規の運用適用は乙の責任において行うこと。

3. 疑義の解釈

仕様書（特記仕様書を含む。）及び設計図書に疑義が生じた場合は、甲と乙の協議による。又、設計図書等に明示していない事項であっても工事の性質上、当然必要なものについては監督員の指示に従い施工すること。

4. 書類の提出

- (1) 乙は指定の日までに甲の定める様式による書類を提出すること。
- (2) 乙は提出した書類の記載内容に変更が生じた場合は、ただちにその事由を付して変更届を甲に提出すること。
- (3) コリnzの登録について
請負者は、受注時、変更時及び完成時において工事請負金額 500 万円（消費税を含む）以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに申請登録しなければならない。（ただし、工事請負金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注時・訂正時のみ登録するものとする。）
また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。
登録申請の期限は以下のとおりとする。
受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
完成時登録データの提出期限は、工事完成後 10 日以内とする。
施工時に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。
変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。
- (4) テクリスの登録について
受託者は、請負金額が 500 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクによって提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ

受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。
受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。
なお業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。

* 1 業務カルテ登録対象業務は、原則として下記のとおりであるが、あくまでもその委託業務をもとに建設に伴う調査設計、地質調査及び測量業務を対象とする。

| | |
|---------|---|
| 調査設計業務： | 新規建設物のためなどの調査及び設計を行う業務 |
| 地質調査業務： | 「調査設計業務」の地質調査に係わる業務 |
| 測量業務： | 新規建設物のための事前調査及び、設計等や用地買収により現状の土地・建物の測量を行うために実施される業務 |
| その他： | 上記の業務に当てはまらない建設コンサルタント業務 |

(5) 建設発生土搬出について

乙は、建設発生土を本工事により 100m³ 以上搬出する場合は、別紙「建設発生土搬出のお知らせ」により、搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに下記の情報を郵送又は、FAX 等で提出しなければならない。なお、情報提出後速やかに、その写しを監督員に提出しなければならない。

工事件名、工事概要、工事場所
工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
工事請負者名、現場代理人名
建設発生土の運搬業者名
建設発生土の受入先
建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
建設発生土の搬出時期（搬出期間）
建設発生土の土質（砂・砂質土、レキ交じり土、レキ質土、硬岩・軟岩・玉石、泥岩・岩塊、シルト・粘性土、ローム等）、土量

（横須賀市内の場合の提出先）

横須賀市土木みどり部道路補修課
住所 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

(6) 建設業退職金共済制度への加入

乙は、建設業退職金共済（以下、「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の手帳に証紙を貼付すること。

乙は、当初工事請負代金額が 500 万円以上の場合は、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（第 1 号様式（建退共））、「建設業退職金共済関係提出書」（第 2 号様式（建退共））、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」（第 3 号様式（建退共））を工事完成時に本市監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に参加している場合や対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」（第 4 号様式（建退共））を工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料を提出しなければならない。

下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。

下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、乙は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。

乙は、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。

正当な理由がなく建退共に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な乙は工事成績評定において考慮されることとなる。

5. 委任又は下請負

- (1) 乙は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し又は請け負わせないこと。
- (2) 乙は、工事の一部を第三者に委託し又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により甲に通知すること。

6. 施工体制台帳

- (1) 乙は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金（当初下請負契約が2件以上あるときは、それらの請負代金額の総額）が3000万円以上（建築一式工事の場合は4500万円以上）になるときは施工体制台帳を作成し工事現場に備えると共に、監督員に提出しなければならない。
- (2) 乙は、各下請負人の施工の分担を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。また、施工体系図を監督員に提出しなければならない。

7. 特許権等の使用

工事の施工に当たり、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、乙はその使用に関する一切の責任を負うこと。

8. 監督員

- (1) 監督員とは当該工事を監督する甲の指定する職員（水道法で規定する監督員資格を要する工事の場合は、資格を有する職員）をいい、次に掲げる権限を有する。
契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
設計図書に基づく工程の管理、立会い若しくは工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
関連する2つ以上の工事における工程等の調整
- (2) 指示、承諾、協議とは次の定義による。
指示とは、甲側の発議により監督員が乙に対し、監督員の所掌事務に関する方針・基準・計画などを示し、実施されることをいう。
承諾とは、乙側の発議により乙が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
協議とは、監督員と乙が対等の立場で合議することをいう。
指示承諾は、原則として書面で行なう。（契約規則54条の4）
- (3) ワンデーレスポンスの取り組みについて

原則として、すべての工事において実施するものとする。

「ワンデーレスポンス」とは

乙からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを乙と協議のう

え、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

乙は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について監督員と協議を行うこと。

乙は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員に報告すること。

甲が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合は、乙は協力すること。

9. 現場代理人及び主任技術者等

- (1) 乙は、現場代理人及び工事現場における工事施工上の技術管理をつかさどる主任技術者（建築業法第 26 条第 2 項に該当する工事については監理技術者、同第 3 項の場合にあつては専任の主任技術者）及び専門技術者（建築業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めたときは書面をもって甲に通知すること。現場代理人、主任技術者又は専門技術者は、これを兼ねることができる。
- (2) 乙は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者その他主要な使用人の経歴書及び職務分担表を契約後速やかに甲に提出すること。
- (3) 現場代理人は工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理するとともに常に監督員と緊密な連絡をとり、工事の円滑、迅速な進行をはかること。ただし、請負工事額が 500 万円未満の工事は他の 500 万円未満の工事を兼ねることができる。
- (4) 現場代理人は工事の従事者を十分に監督し、工事現場内における風紀を取締り、火災、盗難の予防、衛生等に配慮するとともに、特に住民に迷惑をかけないように指導すること。
- (5) 安全管理の不備により事故が発生した場合には乙の責任において処理すること。

10. 有資格者

- (1) 乙は法令で定める免許取得者、技能講習修了者（以下「有資格者」という。）が必要な業務においては、有資格者を従事させること。ただし、甲が認めた者については、この限りではない。
- (2) 配水管接合工に関する有資格者
ダクタイル管接合においては、（社）日本水道協会の「配水管技能者登録証」の資格区分（「耐震： 350 以下」、「大口径： 400 以上」）により、該当する有資格者を従事させること。ただし、200 以下のダクタイル管接合については、日本ダクタイル鉄管協会「J D P A 継手接合研修会受講証」を有する者も従事することができる。
水道配水用ポリエチレン管布設工事においては上記 有資格者で、かつ配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管施工講習会（旧水道用ポリエチレンパイプシステム研究会及び配水用ポリエチレン協会主催の講習会含む）の修了証を有する者を従事させること。
ステンレス鋼管等の溶接作業において、溶接工は、JIS Z 3801（溶接技術検定における試験方法及び判定基準）、JIS Z 3821（ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準）、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及びその判定基準）の内、この種の溶接に最も適する技能と実務経験を有する者を従事させること。
- (3) 配水管不断水分岐工に関する有資格者
75 以上の不断水分岐をする場合は、本市で施工実績のある専門業者に従事させること。ただし配水管が 350 以下で分岐口径 150 以下の場合は、横須賀市不断水せん孔講習修了者、若しくは管理者が講習修了者と同等程度の技術を有すると認めた者も従事できる。
- (4) 配水管布設工事に伴う給水装置工事の有資格者
当該工事においては、水道法第 25 条の 4 第 3 項及び第 4 項（主任技術者の職務）、同施工令第 5 条（給水装置の構造及び材質の基準）に適合した施工を確保するため、給水装

置工事主任技術者を配置し、その指導の下で実施すること。また本市の給水装置工事基準書、給水装置用器材仕様書、給水装置工事設計施工技術書等により、施工を行うこととする。有資格者については本書に示す(1.1.1.10 共通編.総則.有資格者)事項が優先する。

50以下の給水分岐工事は、給水装置工事主任技術者の指揮の下、(財)給水工事技術振興財団の「給水装置工事配管技能者認定証」を有する者を従事させること。ただし水道配水用ポリエチレン管から分岐する場合は上記を満たし、かつ水道配水用ポリエチレン管施工講習会の修了証を有する者を従事させること。

75以上の給水分岐工事は(3)により、配水管に準じた配管材料を使用した接合工事は、(2)による。

(5)上記に定める有資格者が当該業務に従事する場合は、これに係る免許証及びその他の資格を証する書面を監督員に提出すること。

(6)監督員が免許証その他の資格を証する書面の掲示を求めた場合は、速やかに提示すると。

11. 工事関係者に関する措置請求

(1) 甲は現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき、著しく不相当と認められる者がある場合は、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。

(2) 乙は、監督員がその職務の遂行につき著しく不相当と認められる場合は、甲に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。

12. 官公署等への諸手続き

乙は、工事の施工に必要な関係諸官公署及び他企業への諸手続きに当たっては、あらかじめ監督員と打合せのうえ、迅速、確実に行き、その経過については、速やかに監督員に報告すること。

13. 費用の負担

材料及び工事の検査並びに工事施工に伴う測量、調査、試験、試掘、諸手続きに必要な費用は乙の負担とする。

14. 条件変更等

乙は、工事の施工に当たり、次のいずれかに該当する事実を発見した場合は、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

15. 工事の中止

甲は、次のいずれかの場合、工事の施工を全部又は一部について一時中止することができる。

- (1) 工事内容の変更、関連工事との調整、天災、その他の理由で監督員が必要と認めるとき。
- (2) 乙が理由無く監督員の指示に応じないとき。
- (3) 乙の不都合な行為があるとき。
- (4) その他、甲が指定又は指示したとき。

16. 賠償の義務

- (1) 乙は、工事のため甲又は第三者に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。ただし、天災、その他の不可抗力によると考えられるときは、契約書に基づき協議すること。
- (2) 乙の使用する労働者の行為又はこれに対する第三者からの求償については、甲は一切その責を負わない。
- (3) 乙は、材料、機器等の運搬のため、道路その他を損傷した場合は、公道私道を問わず乙の負担において、速やかに復旧すること。復旧に当たっては必要に応じ道路管理者又は土地所有者等と事前に打合せを行うこと。
- (4) 第1項及び第2項に規定する処理は、原則として乙が行うものとする。

17. 工事の検査

- (1) 乙は、次のいずれかに該当する場合は速やかに甲に通知し、「管理者の指定する検査員（以下「検査員」という。）」の検査（調査を含む）を受けること。
 - 工事が完成したとき（完成検査）
 - 工事の施工中でなければ、その調査が不可能なとき、又は著しく困難なとき（中間状況調査）
 - 工事の完成前に引渡しを指定した部分があるとき（指定引渡し検査）
 - 部分払いを必要とするとき（出来形検査）
 - かし担保期間中に修復したとき（担保検査）
 - 工事を打ち切ったとき（打ち切り検査）
 - 完成検査で、不合格の評定を受けた工事の手直し等が完了したとき（再検査）
 - その他必要があるとき
- (2) 検査員は、検査の依頼を受けた場合は、検査日時を監督員と調整し、決定する。
- (3) 監督員は、乙に検査日時を通知する。
- (4) 乙は、検査員の行う検査に立会い、又協力すること。この場合、乙が立会わないときは、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。
- (5) 検査員は、必要に応じて抜打ち状況調査を行うことがある。
- (6) 検査員は、必要に応じて破壊検査を行うことがある。
- (7) 検査員は、必要がある場合は随時乙に通知のうえ検査を行うことができる。
- (8) 中間状況調査を受けた既成部分についても、完成検査のときに手直しを命ずることがある。
- (9) 完成検査に合格しない場合は、手直し等指摘調書を基に監督員の指示に従い、工事の全部又は一部につき直ちに手直しし、改造又は再施工し、再検査を受けること。
- (10) 検査のため変質、変形、消耗又は損傷したことによる損失は、すべて乙の負担とする。

18. 目的物の引渡し及び所有権の移転、部分使用

- (1) 工事目的物の甲への引渡しは、完成検査に合格したときをもって完了する。又、工事目的物が乙の所有に属するときは、その所有権は引渡しにより甲に帰属する。工事目的物の既済部分又は製作品の所有権は、請負代金の支払いにより乙から甲に移転するものとする。ただし、目的物全部の引渡し完了するまでは、乙は、当該既済部分又は製作品について責任をもって保管すること。
- (2) 甲は、工事の一部が完成した場合に、その部分の検査をして合格と認めるときは、その合格部分の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができるものとする。ただし、使用部分についての維持管理は甲が行うこと。

19. 工事請負代金の請求

- (1) 乙は、前払金の支払いを受けようとするときは、契約締結後（甲が工事の着手時期を

別に指定する場合は、その指定した日以降)に、保証事業会社と締結した保証契約証書を添えて前払金の請求をすること。

- (2) 工事請負代金の請求は、中間の出来形に対する代金にあっては出来形検査に合格した後、完成時の代金にあっては完成検査に合格した後であること。又、中間の出来形に対する代金の支払いについては甲の規定に基づき支払うものとする。

20. 保証期間

乙は、工事目的物にかしがあるときは、契約書に基づきそのかきを修補し、又、そのかしによって生じた滅失若しくは、き損に対し、損害を賠償すること。ただし、次の工事にあつては、本仕様書に定める期間とする。

- (1) 水道管工事にあつては、工事目的物引取り後通水する場合は、通水開始後 1 年間は、同様のかし責任を負うものとする。
- (2) 道路復旧にあつては、当該道路管理者の定めた期間とする。

1.2 安全管理

1. 一般事項

- (1) 乙は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
- (2) 乙は、工事着手後、作業員全員参加により、月あたり半日以上時間を割り当て、下記の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すると共に実施状況を工事日報及び工事写真として報告すること。

安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

当該工事内容等の周知徹底

当該工事における災害対策訓練

当該工事現場で予想される事故対策

その他、安全・訓練等として必要な事項

- (3) 乙は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておくこと。

工事施工に当たり工事従事者の安全を図るため、常に細心の注意を払い「労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)」「酸素欠乏症等防止規則(昭和 47 年労働省令第 42 号)」等に定めるところにより、かつ「土木工事安全施工技術指針(平成 5 年 3 月建設省大臣官房技術調査室)」を参考とし、常に安全管理に必要な配置を講じ労働災害発生の防止に努めること。

工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、標示板等を施すこと。

万が一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、資材の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認すると共に、図表等に表し、見やすい場所に掲示しておくこと。特に、ガス工事関連工事については、緊急措置体制をとっておくこと。

気象予報等により天候の状況について十分注意し、常に万全の措置を講じられるよう準備しておくこと。

事故発生時に備え、人員の召集方法並びに付近住民及び関係機関への連絡方法等を十分確認しておくこと。

暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置がとれるようにしておくこと。又、既成物、材料等が出水等により散逸しない措置も講じること。

火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をすると共に、適当な位置に消火器を配備し、その付近は整理しておくこと。

- (4) 危険物を使用する場合は、その保管及び取扱について関係法令に従い、万全の方策を講じること。

- (5) 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講じるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続きをとること。
- (6) 乙は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通整理員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。
- (7) 現場代理人及び前項の要員等は、容易に識別できるよう腕章等を常時着用すること。
- (8) 大量の土砂、工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)」、「車両制限令(昭和36年政令第26号)」を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の施設場所、その他安全対策上の必要事項について十分配慮したうえで、搬送計画をたて、実施すること。
- (9) 道路標識、交通保安設備等の不備により事故を生じた場合は、乙の責任において処理すること。

2. 交通安全対策

- (1) 乙は、工事の施工に当たり、道路管理者及び警察署長の交通制限に係る指示に従うと共に、沿道住民の意向を配慮し、所要の道路標識、標示板、保安柵、注意灯、覆工等の設備をなし、交通の安全を確保すること。
- (2) 保安設備は、車両及び一般通行者の妨げとならないよう配置するとともに、常時適正な保守管理を行うこと。
- (3) 工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立ち入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機械等を仮置きしないこと。
- (4) 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗にあわせ、直ちに仮復旧をなし、遅滞なく一般交通に開放すること。
- (5) 作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話等のマンホール並びにボックスは、これを常時使用できるよう確保しておくこと。
- (6) 作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者(保安要員)がいない場合は、埋め戻すか仮覆工をかけ又は保安ネット等で覆っておくこと。
- (7) 道路に覆工を設ける場合は、車両荷重等に十分耐える強度を有するものとし、道路面との段差をなくすようにすること。
- (8) 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通整理員を配置して、車両の誘導及び事故防止に当たらせること。

3. 歩行者通路の確保

- (1) 歩道(歩道のない道路では、通常歩行者が通る道路の端の部分も含み、以下歩道という。)で工事をする場合は、歩行者通路を確保し、常に歩行者の通路として開放すること。
- (2) 横断歩道部分で工事をする場合は、直近の場所に歩行者が安全に横断できる部分を設け、かつ交通整理員を配置して歩行者の安全に努めること。
- (3) 歩道及び横断歩道の全部を使用して工事をする場合は、他に歩行者が安全に通行できる部分を確保し、必要な安全設備を施したうえ交通整理員を配置して歩行者の安全に努めること。
- (4) 歩行者の道路となる部分又は家屋に接して工事をする場合は、その境界にパネル等を設置し又は適当な仮道路、若しくは仮橋を設置して通行の安全を図ること。
- (5) 歩行者通路となる部分の上空で作業を行う場合は、あらかじめ安全な落下物防護の設備を施すこと。
- (6) 工事現場周辺の歩行者通路は、夜間、白色電球をもって照明しておくこと。
- (7) 歩行者通路は、原則として車道に切廻されないこと。ただし切廻すことが許可された場合は、歩行者通路と車両通路とは堅固な柵で分離すること。

- (8) 工事のため歩行者通路を切廻した場合は、その通路の前後、交差点及び曲がり角では歩行者通路及び矢印を標示した標示板を設置すること。
- (9) 片側通行を全部使用して施工する場合は、作業帯の前後の横断歩道箇所迂回案内板等を掲示するなどして、歩行者を反対側歩道に安全に誘導すること。

4. 事故防止

- (1) 乙は、工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月。建設事務次官通達）」、「土木工事安全施工技術指針（昭和50年6月10日建設省）」等に基づき、公衆の生命身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するために必要な措置をすること。
- (2) 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意すること。
- (3) 所要の箇所には、専任の保安責任者、地下埋設物保安責任者を常駐させ、常時点検整備（必要な補強）に努め、必要に応じ監督員に報告し、その指示を受けること。
- (4) 工事現場においては、常に危険に対する認識を新たにして、作業の手違い、従事者の不注意のないよう十分徹底しておくこと。
- (5) 工所用機械器具の取扱いには、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い、運転に当たっては捜査を誤らないようにすること。
- (6) 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲の地盤の緩み、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置を講じること。又、掘削部分に他の埋設物が露出する場合には、防護協定等を遵守して措置し、当該管理者と協議のうえ、適切な標示を行い、工事従事者にその取扱い及び緊急時の処置方法、連絡方法を熟知させておくこと。
- (7) 工事中は、地下埋設物の試掘調査を十分に行うとともに、当該埋設物管理者に立会いを求めてその位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意すること。
- (8) 工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管等の埋設物に接近して溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用しないこと。ただし、やむを得ない場合は、その埋設物管理者と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用すること。
- (9) 工所用電力設備については、関係法規等に基づき次の措置を講じること。
電力設備には、感電防止用漏電遮断器を設置し、感電事故防止に努めること。
高圧配線、変電設備には、危険表示を行い、接触の危険のあるものについては必ず柵、囲い、覆い等、感電防止措置を行うこと。
仮設電気工事は、電気事業法電気設備に関する技術基準（通産省令）に基づき電気技術者に行わせること。
水中ポンプその他の電気関係器材は、常に点検、補修を行い、正常な状態で作動させること。
- (10) 工事中、その箇所が酸素欠乏若しくは有毒ガスが発生するおそれがあると判断したとき又は監督員その他の関係機関から指示されたときは、「酸素欠乏症等防止規制（昭和47年9月30日労働省令第42号）」等により換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器、救助用具等を設備し、酸素欠乏作業主任者をおき万全の対策を講じること。
- (11) 塗装工事において、管渠内、坑内等で施工する場合は「有機溶剤中毒防止規制（昭和47年9月30日労働省令第39号）」等によって作業の安全を期すこと。
- (12) 薬液注入工事においては、注入箇所周辺の地下水、公共用水域等の水質汚染又は土壌汚染が生じないように、関係法規を遵守して、周到な調査と施工管理を行うこと。

5. 事故報告

- (1) 工事施工中万が一事故が発生したときは、所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について直ちに監督員に報告すること。
- (2) 事故発生時及び応急措置の状態は、必ず撮影しておくこと。
- (3) 乙は監督員が災害防止のうえから必要と認めて指示した事項については指示に従うこと。

6. 現場の整理整頓

- (1) 乙は、工事施工中、交通及び保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等を整理整頓し、現場内及びその付近は、常に清潔に保つこと。
- (2) 乙は、工事完成までに、不用材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して、跡地を清掃すること。

7. 現場の衛生管理

乙は、浄水場（稼動中のもので、配水場その他これに準ずる箇所を含む。）構内で工事を行うときは、入場作業員に対し、衛生教育の徹底を図ると共に、監督員の指示により関係法令に基づく健康診断を計画・実施しなければならない。

1.3 工事用設備

1. 現場詰所及び材料置場等

乙は、現場詰所、材料置場、機械据付場所等の確保については、監督員と協議のうえ適切な措置を講じること。

2. 工事用機械器具等

- (1) 工事用の機械器具等は、当該工事に適したものを使用すること。
- (2) 監督員が不適当と認めたときは速やかにこれを取り替えること。

3. 工事現場標識等

- (1) 工事現場には見やすい場所に、工事件名、工事箇所、期間、事業所名、乙の住所、氏名等を記載した工事標示板、その他所定の標識を設置すること。
- (2) 甲が、工事内容を地元住民や通行者に周知させ協力を求める必要があると認めた場合は、乙は甲の指定する公報板を設置すること。
- (3) 工事現場内に建設業許可証・労災保険関係成立表を掲げること。

4. 工事用電力及び工事用給・排水

工事用電力（動力及び照明）及び工事用給・排水の施設は、関係法令に基づき設置し管理すること。

5. 工事に必要な土地水面等

- (1) 直接工事に必要な土地、水面等は、甲が確保した場合を除き、乙の責任において使用权を取得し、乙の費用負担で使用すること。
- (2) 乙は、工事施工区域外の土地その他を使用する場合はあらかじめ当該土地所有者又は関係者等の承諾を得ること。又、測量等のため立ち入る場合も同様とし、必要に応じ承諾書を監督員に提出すること。

1.4 工事施工

1. 一般事項

- (1) 乙は、工事施工に当たり、国、県又は市が定める道路占用工事施工に関する諸規則を遵守するとともに掘削位置、工法、交通保安設備、道路復旧等について、関係官公庁等の係員及び監督員と現地に立会いのうえ、当該工事の許可条件、指示事項等を確認すること。
- (2) 乙は、工事に先立ち、施工計画書（工事概要、実施工程表、現場組織表、主要機械、主要資材、施工方法、施工管理方法、緊急時体制、交通管理、仮設備計画、環境対策、写

真撮影計画、その他)を監督員に提出し、承諾を得なければならない。なお、給水装置に関わる事項については、水道法令第 25 条の 4 第 3 項及び第 4 項、同施行令 5 条に基づく適正な施工管理を行うため、乙が選任した給水装置主任技術者と協議して作成すること。また、施工計画書作成に当っては監督員と十分打合せを行うこと。ただし、監督員の指示又は、別に定めがある場合については、これを省略することができる。

- (3) 施工は監督員の承諾を受けた施工計画書に基づき行い、適切な施工管理及び工程管理を行わなければならない。
- (4) 乙は、実施工程表及び施工計画書に変更が生じた場合は、その都度、変更計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
- (5) 乙は、工事の出来形、品質等がこの仕様書、施工技術書及び別に定める規格値を満足するよう十分な施工管理を行いその記録を監督員に提出すること。なお、施工技術書に施工管理基準が定められていない工種については別に定める施工管理基準により施工管理を行うこと。
- (6) 乙は、それぞれの施工段階の区切りごとに、その施工が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、監督員に遅滞なく報告して確認を受けた後に、次の工程に着手すること。
- (7) 施工に伴う試験は設計図書等に定められた他は、監督員の指示によるものとする。
- (8) 乙は、監督員が常に施工状況を確認できるよう日報による作業報告、及び必要な資料の提出等適切な措置を講じること。

2. 事前調査

- (1) 乙は、工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模、埋設位置等をあらかじめ試掘その他により確認しておくこと。
- (2) 乙は、工事箇所に近接する家屋等に被害が発生する恐れがあると思われる場合は、甲と協議のうえ、当該家屋等の調査を行うこと。
- (3) その他工事に必要な環境(道路状況、交通量、騒音、水利等)についても十分調査しておくこと。
- (4) 乙は、工事に必要な調査をし、知り得た個人情報については如何なる場合においても、横須賀市個人情報保護条例を遵守し、他に漏らしてはならない。又、同条例に定める必要な措置を行うこと。なお、乙は、当該調査を下請負者等に委託した場合の取り扱いも同様である。

3. 障害物件の取扱い

- (1) 工事施工中、他の所管に属する地上施設物及び地下埋設物、その他工作物の移設又は防護を必要とするときは、速やかに監督員に申し出て、その管理者の立会いを求め、移設又は防護の終了をまって、工事を進行させること。
- (2) 乙は、工事施工中損傷を与える恐れのある施設に対しては、仮防護その他適当な措置をし、工事完了後原形に復旧すること。
- (3) 乙は、地上施設物又は地下埋設物の管理者から直接指示があった場合は、その指示に従い、その内容について速やかに監督員に報告し、必要があると認められる場合は監督員と協議すること。

4. 現場付近居住者への説明

乙は、工事の着手に先立ち、現場付近の住民等に対し、監督員と協議のうえ、工事内容について十分な協力が得られるよう努めると共に、必要に応じて広報資料の配布、工事説明会の開催、主要箇所に広報板を設置する等により、周知の徹底を図ること。

5. 公害防止

- (1) 乙は、工事の施工に際し、騒音規制法、振動規制法及び公害防止条例等を遵守し、沿道居住者から騒音、振動、塵埃等による苦情が起こらないよう有効適切な措置を講じること。又、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう十分注意すること。
- (2) 乙は、工事の施工に際し、次の建設機械は排出ガス対策型を使用すること。

〔バックホウ、トラクタショベル、ブルドーザ、発動発電機（可搬式）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット、ローラ、ホイールクレーン〕

6. 道路の保守

残土運搬その他によって、道路を損傷した場合は、掘削箇所以外の道路であっても、乙の負担で適切な補修をすること。なお、関係官公署の検査を受けて引渡し完了するまで及びその補償期間内は乙が保守の責任を負うこと。

7. 警戒宣言に伴う措置

「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」に基づき、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、工事を中止し、「緊急時対策計画書」に基づき、状況に応じた措置を講ずる。

8. 無石綿化への対応と健康障害の防止

乙は、石綿による健康障害を防止するため、工事の施工にあたっては次のとおり対応すること。

- (1) 使用する建材は、石綿を原材料としないものを用いて施工すること。又、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。ただし、石綿の代替品が困難な非建材（ジョイントシート、耐熱材、電気絶縁板等）については、取り扱いに十分注意して使用すること。なお、工事期間中、代替品が開発された場合における代替品の使用に当たっては監督員と協議すること。
- (2) 石綿の除去等の作業については石綿障害予防規則等の関連法令を遵守し、石綿作業主任者の指導監督の下、特別教育を修了したものが作業すること。
- (3) 配水管布設工事に伴うものを含め、水道用石綿セメント管の撤去作業等については「水道用石綿セメント管の撤去等における石綿対策の手引き（厚生労働省健康局水道課）」に基づき石綿障害予防規則を遵守すること。

9. 建設工事に係る資材の再資源化

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（法律第104号）」に基づき特定建設資材（政令第1条）を廃棄する建設工事は建設工事の規模（政令第2条）により契約前に説明書にて説明し、再資源化等が完了した時は、書面をもって発注者へ報告する。（法第18条規則第5条）

10. 再資源の利用促進

建設副産物を再生資源として活用を図るために、「再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」第10条関係省令第8条及び同法第18条に關係省令第7条に定める規模以上の工事を施工する場合は、工事着手に先立ち、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を「工事施工計画書」に含めて監督員に提出すると共に、指定の關係機関に送付する。又、これらの計画書の実施状況は、工事完成後速やかに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督員に提出すると共に、指定の關係機関に送付する。

11. 就業時間

就業時間については、あらかじめ監督員と協議すること。

12. 工事施工についての折衝報告

工事施工に関して、関係官公署、付近住民と交渉するとき、又は交渉を受けたときは、適切な措置を講じると共に、速やかにその旨を監督員に報告すること。

13. 他工事との強調

- (1) 乙は、工事現場付近で局外発注の他の工事が施工されている場合、又はその工事と共同工事若しくは出合工事となる場合は、互いに協調し円滑な施工をすること。
- (2) 乙は、局発注の2件以上の工事が共同工事、又は出合工事となる場合は相互連絡を密にし、円滑な施工を図ること。

14. 埋設物

乙は、工事施工中、考古資料などの埋蔵文化財その他の埋蔵物を発見したときは、速やかに監督員に報告すること。

15. 水中又は地下へ埋設する工事等

乙は、水中又は、地下へ埋設する工事その他の完成後外面から明視することのできない工事を施工するときは、監督員又は検査員の立会い・検査箇所についてあらかじめ指示を受けること。

16. 残土及び廃棄物の処理

- (1) 乙は、工事施工により生じた残土及び廃棄物（以下「残土等」という。）を処理するに当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令、条例、その他の諸規則を守り、乙の責任において処理するものとし、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為をしてはならない。
- (2) 乙は、工事施工計画書の提出に当たり、残土等の処理計画書を併せて監督員に提出しなければならない。
- (3) 乙は、廃棄物の処理を委託するに当たり、委託先が廃棄物処理業の許可を有しているか委託する内容が許可の範囲に含まれているか許可書により確認しなければならない。
- (4) 乙は、残土等を処分するに当たり、設計図書等で処分先を指定してあるものについては、次によらなければならない。
処分を開始する前に処分先の規定により所定の手続きを行うこと。
処分に当たっては、処分先の管理者に従うこと。
土砂搬入整理券により残土を処分した場合は、その半券（搬入証明）を常に整理保管し、工事完成時に監督員に提出すること。

17. 工事測量

- (1) 乙は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、仮 B.M. の設置及び中心線、縦断、横断等を確認すること。仮 B.M. を設置するための基準点は、監督員が指示する。
- (2) 乙は測量の結果、設計図書等と現地に差異が生じた場合は、監督員と協議すること。
- (3) 測量標識は、位置及び高さの変動のないように適切な保護をすること。
- (4) 用地幅杭、仮 B.M.、及び重要な工事用測量標は、原則として移設してはならない。ただし、これを存置することが困難なときは、監督員の立会いのもとに引照杭を設置し、写真撮影を行い移設することができる。
- (5) 工事に必要な丁張その他の工事施工の基準となる仮設標識は、乙が設置し、監督員から検査を指示されたものは検査を受けること。
- (6) 乙は、仮設標識をき損又は亡失した場合は、新たに設置し、監督員の検査を受けること。
- (7) 測量に使用する巻尺は、原則として鋼巻尺とし、その他の使用については、監督員の承諾を得ること。

- (8) 乙は、測量のため私有地等に立ち入る場合は、あらかじめ地主又は関係者の承諾を得ること。

18. 工事記録写真

- (1) 乙は、工事の施工に当たって、次の事項を記録するため、写真を撮影し、工程順に編集し、しゅん工時に提出すること。工事しゅん工前においても監督員が随時点検できるよう整理編集し、必要とするときは、写真の一部を提出すること。
- 工事場所の工事着手前及びしゅん工時の状態。
- 工事場所周辺の構造物等で、工事实施の影響を受けて沈下、亀裂等が起こるおそれのあるものの状態。
- 工事の支障となるため移設し、支障がなくなったときに復元するものの移設前及び復元後の状態。
- 工事完了後では検査及び確認が不可能又は困難であるもの並びにしゅん工時に隠ぺいされるものの工程終了時の状態。
- 事故又は災害が発生したときの状態。
- その他監督員が指示したもの。
- (2) 写真撮影は、次の要領で行うものとし、詳細は監督員の指示を受けること。
- 黒板に、工事名、工事場所、施工年月日及び請負者の氏名を記載し、又、前項第4号の状態を撮影する場合は形状及び寸法（略図挿入）を加えて記載し、画面に入れ撮影すること。
- 同一箇所を日時を異にして撮影する場合は、同一場所から既存の自然物等の目標を入れて撮影するよう努めること。
- 形状及び寸法を明示する必要がある場合は、箱尺等で明確に示すこと。
- 管布設工事写真は、成果品編「工事記録写真撮影要領」及び施工技術書により撮影し、構造物築造については、国土交通省・土木工事必携及び建設工事監理指針によることができるものとする。
- (3) 小規模工事で、監督員が記録写真を不要と認めた場合は、撮影を省略できる。
- (4) 写真はカラー写真とし、大きさはサービス版とする。ただし、工事の種類、規模等によってサービス版により難しいとき、又はサービス版によることが適当でないときは、これよりもサイズの大きいものとする。
- (5) 写真はフリー台紙（指示するサイズ）に整理し、個々の写真説明を適切に記述しなければならない。

19. 工事しゅん工図

乙は、工事しゅん工図を作成し、工事完成届けに添えて提出すること。工事のしゅん工図は「施工技術書」による。

20. 工事関係書類の整理

乙は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を整備しておくこと。

2 材料

2.1 材料一般

1. 適用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を明示した物を除き、本共通仕様書によるほか、水道用材料は日本工業規格（以下、「JIS」という。）日本水道協会規格（以下、「JWWA」という。）及び配水管材料仕様書によるものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に示していない（指定と明示していない）仮設材料については除くものとする。

2. 材料の検査（確認を含む）

- (1) 乙は工事に使用する材料の品質及び数量を証明する資料を自らの責任において整備及び保管し、書面をもって監督員に報告し、確認を受けなければならない。（「JIS 及び JWAA の水道用品規格」参照）
- (2) 工事請負契約約款第 12 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは JIS 規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。
- (3) 乙は設計図書により試験を行うものとしている工事材料については JIS、JWAA 又は設計図書で指示する方法により試験を行わなければならない。
- (4) 材料検査に際して、乙はこれに立会うこと。立会わないとき、乙は検査に対し、異議を申し立てることはできない。
- (5) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷、変質したときは、新品と取替え、再検査を受けること。
- (6) 乙の使用材料について、給水材料等、購入数量を確認しがたいものは、その検査方法について監督員と協議すること。
- (7) 乙は下表における材料（指定材料）を使用する場合はその外観及び品質規格証明書等を照らして確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の承諾を受けなければならない。

指定材料の品質確認一覧

| 区 分 | 確認材料名 | 摘 要 |
|--------------|----------------------|----------------|
| 鋼材 | 構造用圧延鋼材 | |
| | プレストレスト用鋼材(ボーステンション) | |
| | 鋼製杭及び鋼矢板 | 仮設材は除く |
| セメント及び温和材 | セメント | JIS 製品以外 |
| | 混和材料 | JIS 製品以外 |
| セメントコンクリート製品 | セメントコンクリート製品一般 | JIS 製品以外 |
| | コンクリート杭、コンクリート矢板 | JIS 製品以外 |
| 塗料 | 塗料一般 | |
| その他 | レディミクストコンクリート | JIS 製品以外 |
| | アスファルト混合物 | 事前審査制度認定混合物を除く |
| | 現場打杭用レディミクストコンクリート | JIS 製品以外 |
| | 薬液注入材 | |
| | 種子・肥料 | |
| | 薬剤 | |
| | 現場発生品 | |

3. 調合

使用材料のうち、調合を要するものについては、監督員の立会いを得て調合すること。ただし、甲が適当と認めたときは、抜き取り又は見本検査によることができる。

4. 加工

加工して使用する材料については、加工後に監督員の検査を受けること。

5. 合格品の保管

- (1) 検査に合格した材料は、あらかじめ協議した場所に整理し、随時点検できるようにすること。
- (2) 工事中材料の合格品は、指定の箇所に乙の責任において変質、不良化しないよう保管すること。

6. 材料の搬入

工事中材料は、工事工程表に基づき、工事の施工に支障を生じないよう現場に搬入すること。

2.2 支給材料及び貸与品

1. 支給及び貸与

支給材料及び貸与品は、監督員（又は局職員）・乙立会いのもとに確認した後、支給あるいは貸与する。乙は、その形状、寸法が使用に適当でないと認めたときは、その旨を監督員（又は局職員）に申し出ること。

2. 品目、数量、受渡し

支給材料及び貸与品の品目、数量、受渡し場所は甲の指示によるものとする。

3. 運搬、保管

支給材料及び貸与品の運搬並びに保管は、乙が行うものとし、その取扱いは慎重に行うこと。

4. 使用及び加工

支給材料及び貸与品の使用及び加工に当たっては、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

5. 保管、使用状況の把握

支給材料及び貸与品は、整理簿によりその保管及び使用の状況を常に明らかにすること。

6. 損傷時の処置

支給材料及び貸与品を滅失又は損傷したときは、賠償又は原形に復すこと。

7. 貸与品の維持、修繕

貸与品の貸与期間中における維持修繕は、乙の負担とする。

8. 精算及び返納

工事完成後、支給材料については「工事中材料受払計算書」により精算しなければならない。又、支給材料の残材及び貸与品については清掃し、監督員又は局職員の検査を受けた後、速やかに指定の場所に返納し、返納済の確認印を担当職員より得ること。

2.3 発生品

1. 発生品

発生品の処理は、その都度監督員の指示に従うこと。なお、運搬に当たっては、赤錆当が飛散しないように荷台にシートをかぶせること。

2.4 材料品目

1. 石材及び骨材

(1) 一般事項

石材及び骨材は、すべて用途に適する強度、耐久力、摩擦抵抗及びじん性を有すること。又、形状、寸法は所定のものであること。

(2) 間知石

間知石は、JIS A5003 (石材) に適合するもので、面がほぼ方形に近いもので、控えは四方落ちとし、面に直角に測った控えの長さは、面の最小辺の 1.5 倍以上であること。

(3) 割石

割石は、JIS A5003 (石材) に適合するもので、控えは二方落ちとし、面に直角に測った控えの長さは、面の最小辺の 1.5 倍以上であること。

(4) 雑割石

雑割石の形状は、概ね楔形とし、偏平なもの及び細長いものを含まないこと。全面は、概ね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控え長の 2/3 程度のものであること。

(5) 雑石

雑石は、天然石又は破砕石で極端に偏平なもの及び細長いものを含まないこと。

(6) 野面石

野面石は、人工を加えないまま、天然に産出する稜線が明らかでない築石であって、通常胴径は控え長の 2/3 内外とし、極端に偏平なもの及び細長いものを含まないこと。

(7) 玉石

玉石の形状は概ね卵形とし、表面が粗雑なもの、極端に偏平なもの及び細長いものを含まないこと。

(8) 割栗石及び栗石

割栗石は JIS A5006 (割栗石) に適合するもので通常径 5~15cm であり、圧縮強さが 300kgf/cm² 以上であること。

割栗は、天然石又は破砕石で、極端に偏平なもの及び細長いものを含まないこと。

(9) 碎石

碎石は、JIS A5001 (道路用碎石)、JIS A5005 (コンクリート用碎石) に準拠するものであって、良質の原石から製造された強硬なもので、稜角に富み、偏平又は細長いものを含まない均質なものであること。又、ごみ、どろ、有機性塵芥等を含まないこと。

(10) 砂利及び砂

砂利は、清浄、強硬かつ耐久的で、薄っぺらなものや細長いものを含まず工事に適する粒度を有し、ごみ、どろ、有機物等の有害量を含まないこと。

切り込み砂利は、適量の砂を含んでおり、砂利の粒度は大小粒が適当に混じっていること。

砂は、清浄、強硬かつ耐久的で、ごみ、どろ、有機物等の有害量を含まないこと。

(11) 鉾滓 (スラグ)

道路用のスラグは、JIS A5015 (道路用スラグ) に適合するもので、均一な材質と密度を有し、薄っぺらなもの又は長いもの、どろ、その他の異物の有害量を含まず、単位容積重量は、1,500kg/m³ 以上のものであること。

コンクリート用高炉スラグ粗骨材は、JIS A5011-1 (コンクリート用高炉スラグ骨材) に適合するもので、コンクリートの品質に悪影響を及ぼす物質の有害量を含まないこと。

コンクリート用高炉スラグ細骨材は、JIS A5011-1 (コンクリート用高炉スラグ骨材) に適合するもので、コンクリートの品質に悪影響を及ぼす物質の有害量を含まないこと。

(12) 細骨材

細骨材は、清浄、強硬、耐久的であって適当な粒度をもち、どろ、ごみ、有機物等の有害量を含んでいないこと。その粒度は、土木学会「コンクリート標準示方書」の基準による。

(13) 粗骨材

粗骨材は、清浄、強硬、耐久であって適当な粒度をもち、薄っぺらな石片、有機物等の有害量を含んでいないこと。その粒度は、土木学会「コンクリート標準示方書」の基準による。

(14) 材質試験

試験は、下記によるもののうち、監督員の必要と認めた事項について行うこと。試験方法はJISによる。

一般石材

JIS A5003 石材

見掛け比重試験方法、吸水率試験方法、圧縮強さ試験方法

骨材

JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法

JIS A1103 骨材の洗い試験方法

JIS A1104 骨材の単位容積重量及び実績率試験方法

JIS A1105 細骨材の有機不純物試験方法

JIS A1109 細骨材の比重及び吸水率試験方法

JIS A1110 粗骨材の比重及び吸水率試験方法

JIS A1111 細骨材の表面水率試験方法

JIS A1120 ドバル試験機による粗骨材のすりへり試験方法

JIS A1121 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法

JIS A1122 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法

JIS A1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法

JIS A1126 ひっかき硬さによる粗骨材中の軟石量試験方法

JIS A1134 構造用軽量細骨材の比重及び吸水率試験方法

JIS A1135 構造用軽量粗骨材の比重及び吸水率試験方法

JIS A1137 骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法

2. セメント、混和材及び水

(1) 一般事項

工事に使用するセメント混和材は、用途に適合する品質を備えており、同一構造物には同一種類のものを使用すること。

(2) セメント

セメントは次の規格とする。

JIS R5210 セメント物理試験方法

普通ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、超早強ポルトランドセメント

JIS R5211 高炉セメント

JIS R5212 シリカセメント

JIS R5213 フライアッシュセメント

(3) セメントの品質試験

使用に先立ち、品質試験を行って、その適否を決定すること。特に、多量のセメントを連続的に使用する場合、あるいは風化のおそれがあり又は変質したと考えられる場合は、監督員の指示によりセメントの品質試験を行うこと。試験方法は下記による。

JIS R5201 セメントの物理試験方法

JIS R5202 ポルトランドセメントの化学分析方法

JIS R5203 セメントの水和熱測定方法（溶解熱方法）

- (4) セメント混和材
セメント各種混和材の品質及び使用方法は特記仕様書による。
AE 剤及び減水剤の品質試験は、土木学会「AE 剤規格」「減水剤規格」その他の基準による。
フライアッシュを使用する場合は、JIS A6201 (フライアッシュ) による。
- (5) 水
水は、油、酸、塩類及び有機物等悪影響を及ぼす物質の有害量を含まないこと。

3. レディーミクストコンクリート

- (1) 乙はレディーミクストコンクリートを用いる場合には、原則として JIS A 5308 に適合するものを用いなければならない。
- (2) 工場は、原則として JIS マーク表示工場で、かつ、コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格を持つ技術者あるいは、これと同等以上の知識経験を有する技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理棟を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
- (3) 工場の選定に際しては現場までの運搬時間、荷おろし時間、コンクリートの製造能力、運搬車数、工場の製造設備、品質管理状態を考慮しなければならない。
- (4) JIS 指定工場の標準品コンクリート、並びに特注品コンクリートの配合については、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料を提出するものとする。
- (5) JIS 指定工場の特注品コンクリート及び JIS 指定工場でない工場で製造したレディーミクストコンクリートの配合については、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

4. セメントコンクリート製品

- (1) 一般事項
工事に使用するセメントコンクリート製品は、十分使用目的に合致した品質、形状、寸法を有しているもので、ひび、欠け、傷等の欠点のないものであり、その品質、形状寸法については、以下の規格に規定されているものであること。

| | |
|-----------|--------------------------|
| JIS A5302 | 無筋コンクリート管及び鉄筋コンクリート管 |
| JIS A5303 | 遠心力鉄筋コンクリート管 |
| JIS A5304 | 歩道用コンクリート平板 |
| JIS A5305 | 鉄筋コンクリートU形 |
| JIS A5306 | コンクリートL形 |
| JIS A5307 | コンクリート境界ブロック |
| JIS A5308 | レディーミクストコンクリート |
| JIS A5309 | 遠心力プレストレストコンクリート |
| JIS A5310 | 遠心力鉄筋コンクリートくい |
| JIS A5312 | 鉄筋コンクリート組立土止め |
| JIS A5313 | スラブ橋用プレストレストコンクリート橋げた |
| JIS A5314 | ダクティル鉄筋管モルタルライニング |
| JIS A5316 | けた橋用プレストレストコンクリート橋げた |
| JIS A5317 | 下水道用マンホール側塊 |
| JIS A5318 | 鉄筋コンクリートフリューム |
| JIS A5319 | 軽荷重スラブ橋用プレストレストコンクリート橋げた |
| JIS A5320 | 鉄筋コンクリートベンチフリューム |
| JIS A5321 | 鉄筋コンクリートケーブルトラフ |
| JIS A5322 | ソケット付スパンパイプ |
| JIS A5323 | コンクリート積みブロック |

| | |
|-----------|--------------------------------|
| JIS A5325 | 鉄筋コンクリート矢板 |
| JIS A5326 | プレストレストコンクリート矢板 |
| JIS A5328 | 組合せ暗きょブロック |
| JIS A5329 | 加圧コンクリート矢板 |
| JIS A5330 | 無筋コンクリート管 |
| JIS A5332 | ロール転圧鉄筋コンクリート管 |
| JIS A5333 | コア式プレストレストコンクリート管 |
| JIS A5334 | 鉄筋コンクリートU形用ふた |
| JIS A5335 | プレテンション方式遠心力プレストレストコンクリートくい |
| JIS A5336 | ポストテンション方式遠心力プレストレストコンクリートくい |
| JIS A5337 | プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートくい |
| JIS A5341 | 遠心力鉄筋コンクリートU形 |
| JIS A5342 | 遠心力鉄筋コンクリートL形 |
| JIS A5343 | 遠心力コンクリート境界ブロック |
| JIS A5344 | 遠心力鉄筋コンクリートU形用ふた |
| JIS A5345 | 道路用鉄筋コンクリート側溝 |
| JIS A5346 | 道路用鉄筋コンクリート側溝ふた |
| JIS A5353 | 遠心力鉄筋コンクリート管用異形管 |
| 横浜市形 | 人孔床版（円形2種） |

前項以外のコンクリート製品についても、JIS に規定されているものについては、同規格品を使用し、規定されていないものは、土木学会「鉄筋コンクリート工場製品設計施工指針」等により、堅牢、恒久的で、品質、外観等について欠点のないもので、甲の承認を受けたものを使用すること。

5. 土砂

(1) 一般事項

土砂は、工事の目的に十分適合する密度、含水量及び粒度組成をもっていること。土工が工事の主体である場合は、土取位置が指定されていない場合に限り、土質試験を行うこと。

土質試験の結果、工事に適しない品質であると認められたときは、土取場を変更するか又は土質を改良するための方法を講じること。

盛土は、十分に締め固めのできるものを使用し、草木片、有機不純物等の容積変化を生ずるもの又は含水、乾燥により不安定になる不良粘土、不良軟岩などは使用しないこと。

(2) 規格

川砂（荒目砂）

川砂は、清浄、強硬、耐久的で適当な粒度をもち、どろ、ごみ、有機物等の有害量を含まないもので、甲の承諾を得たものであること。

海砂（荒目砂）

海砂は、清浄、強硬、耐久的で適当な粒度をもち、どろ、ごみ、有機不純物、塩分等の有害量を含まないもので、甲の承諾を得たものであること。

山砂

山砂（砂70%以上、山土30%以下）は、ごみ、有機物等の有害量を含まないもので、甲の承諾を得たものであること。

良質土

良質土は、小石が少量で木根、有害な腐食物質、ごみ、コンクリート塊等の雑物を含まず、路床土支持力を著しく低下させる軟弱度を含まないものとする。

再生砕石（RC-40）

再生砕石は道路工事、水道工事等から発生する建設廃材を機械破碎して、最大粒径40mm以下で、有害物（AS塊、ごみ、どろ、木片、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦、プラスチック、

金属等)を含まないものをいい、甲の承諾を得たものであること。

再生砂 (RC-10)

再生砂は、道路工事、水道工事等に伴い発生する建設廃材 (C0 塊、路盤材) を破碎して、最大粒径 10mm 以下で、有害物 (AS 塊、ごみ、どろ、木片、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦、プラスチック、金属等) を含まないものをいい、甲の承諾を得たものであること。

改良土 (RC-20)

改良土は、水道工事等掘削に伴う残土量の軽減を目的とし、発生土に生石灰を添付し混合することにより土質の改良を図り埋戻材として使用する。粒径は 20 ~ 0mm とし、甲の承諾を得たものとする。

(3) 土質試験

| | |
|-----------|--------------------|
| JIS A1202 | 土粒子の比重試験方法 |
| JIS A1203 | 土の含水量試験方法 |
| JIS A1204 | 土の粒度試験方法 |
| JIS A1205 | 土の液性限界試験方法 |
| JIS A1206 | 土の塑性限界試験方法 |
| JIS A1207 | 土の遠心含水当量試験方法 |
| JIS A1209 | 土の収縮定数試験方法 |
| JIS A1210 | 突固めによる土の締固め試験方法 |
| JIS A1211 | 路床土支持力比 (CBR) 試験方法 |
| JIS A1214 | 砂置換法による土の密度試験方法 |
| JIS A1215 | 道路の平板載荷試験方法 |
| JIS A1216 | 土の一軸圧縮試験方法 |
| JIS A1217 | 土の圧密試験方法 |
| JIS A1218 | 土の透水試験方法 |
| JIS A1219 | 土の標準貫入試験方法 |
| JIS A1220 | オランダ式二重管コーン貫入試験方法 |
| JIS A1221 | スウェーデン式サウンディング試験方法 |

6. 木材

(1) 一般事項

木材は、十分使用目的に合致した品質、形状を有するもので、素材及び製材共に、有害な欠点を許容量以上に有しないこと。

(2) 品質等級

木材の品質は、特記仕様書によるものとし、材料規格については「用材の日本農林規格」に適するものであること。

7. 鋼鉄材

(1) 一般事項

JIS に規定されている材料を使用するときは、規格に適合したもので、原則として、製作所のミルシートを付したものでなければならない。規格外品を使用するときは、あらかじめ甲の承諾を受け、JIS と同等又はそれ以上のものを使用すること。

(2) 規格

鋼鉄材は、以下の JIS に適合するもので、適用種類は次のとおりとする。

| | |
|-----------|----------------------------|
| JIS G3101 | 一般構造用圧延鋼材 |
| JIS G3104 | リベット用丸鋼 |
| JIS G3106 | 溶接構造用圧延鋼材 |
| JIS B1186 | 熱間成形リベット |
| JIS B1186 | 摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット |
| JIS G3131 | 熱間圧延軟鋼板及び鋼帯 |
| JIS G5101 | 炭素鋼鋳鋼品 |

| | |
|-----------|---------------|
| JIS G5501 | ねずみ鋳鉄品 |
| JIS G3201 | 炭素鋼鍛鋼品 |
| JIS G5502 | 球状黒鉛鋳鉄品 |
| JIS G3112 | 鉄筋コンクリート用棒鋼 |
| JIS Z3211 | 軟鋼用被覆アーク溶接棒 |
| JIS Z3212 | 高張力鋼用被覆アーク溶接棒 |
| JIS Z3201 | 軟鋼用ガス溶接棒 |
| JIS G3532 | 鉄線 |
| JIS G3551 | 溶接金網 |
| JIS A5513 | 亜鉛めっき鉄線製じゃかご |
| JIS G3536 | PC鋼線及びPC鋼より線 |
| JIS G3109 | PC鋼棒 |
| JIS G3444 | 一般構造用炭素鋼鋼管 |
| JIS A5525 | 鋼管ぐい |
| JIS A5526 | H形鋼ぐい |
| JIS A5528 | 熱間圧延鋼矢板 |
| JIS G3459 | 配水用ステンレス鋼管 |
| JIS G3448 | 一般配管用ステンレス鋼管 |

(3) 材質試験

材質試験をする場合は次による。

| | |
|-----------|--------------|
| JIS Z2241 | 金属材料引張試験方法 |
| JIS Z2242 | 金属材料衝撃試験方法 |
| JIS Z2243 | ブルネリ硬さ試験方法 |
| JIS Z2244 | ビッカース硬さ試験方法 |
| JIS Z2245 | ロックウェル硬さ試験方法 |
| JIS Z2246 | ショア硬さ試験方法 |
| JIS Z2248 | 金属材料曲げ試験方法 |

8. 瀝青材料

(1) 一般事項

工事に使用する瀝青材料は、十分使用目的に適合する物であること。

(2) 規格

瀝青材料は次の規格によること。

| | |
|-----------|----------------------|
| JIS K2207 | 石油アスファルト |
| JIS K2208 | 石油アスファルト乳剤 |
| JIS K2439 | クレオソート油・加工タール・タールピッチ |

(3) 品質試験

瀝青材は、下記のうち監督員が必要と認めたものについて試験を行い、その結果を監督員に提出すること。ただし、アスファルト混合物事前審査制度による認定を受けた混合物については、舗設現場における現場密度の測定及び温度測定を実施するものとし、認定書を提出することで品質に関する基準試験を省略する事ができる。

石油アスファルト

| | |
|-----------|--|
| JIS K2207 | 石油アスファルト 軟化点試験、伸度試験、三塩化エタン可溶分試験、薄膜加熱質量変化率及び加熱後の針入度変化率試験、蒸発質量変化率及び蒸発後の針入度比試験、針入度指数 |
| JIS K2249 | 原油及び石油製品の比重試験方法並びに比重、質量、容積換算表 |
| JIS K2265 | 原油及び石油製品引火点試験方法 |

石油アスファルト乳剤

JIS K2208 石油アスファルト乳剤

エングレー度試験、ふるい残留分試験、付着度試験、骨材被膜度試験、粗粒度骨材混合性試験、密粒度骨材混合性試験、土まじり骨材混合性試験、蒸発残留分試験、貯蔵安定度試験、凍結安定度試験

9. 塗料

- (1) 塗料は、JIS に適合した規格品又はこれと同等以上の製品であること。又、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用すること。
- (2) 塗料は工場調合を原則とする。

10. 植栽物

(1) 樹木

枝葉密生、発育良好で病虫菌類の被害のないもので、植え出しに耐えるよう移植又は完全な根回しをした細根の多い栽培品である事。なお、必要に応じて、栽培地において仮検査を行うことがある。

樹種、形状は、特記仕様書による。

(2) その他

支柱材、添木、控え杭、竹は焼加工、あるいはクレオソートを塗布して使用すること。結束鉄線は、亜鉛引鉄線を使用し、樹木及び使用場所に応じた十分な強度を有するものであること。

結束用しゅろ縄は、直径 3.5mm 以上のものを用いること。

客土は、がれき、草木根、その他有害な雑物の混入がなく、樹木の生育に適したものであること。

杉丸太は、所定の寸法を有し、割れ、腐朽がなく、こずえごけのない平滑な幹材で、まっすぐな皮はぎ丸太であること。

杉皮は、大節、突、割れ、腐朽のないものであること。

11. 芝、竹製品

芝、そだ及び竹製品については、品質、形状、寸法等使用目的に合致したものであること。

(1) 芝

芝は、原則として土付き生芝とし、雑草が混じらず、短葉で、根葉が繁茂し、枯死するおそれのないものを用い、その寸法は幅 15cm、長さ 30cm を標準とする。

野芝は、自生するものを一定の寸法に土付きのまま採取し採取地において長期間放置し、腐敗発酵したもの等、活着の見込みのないものを使用しないこと。

山芝は、木、笹、雑草等ほう芽力のある根がなく、腐食土付きのまま一定の寸法に切り取ったものを使用すること。

高麗芝は、肥よく地に栽培された純良品で、分株後 2 年以内のもので、均等に根が張り、雑草の根、茎、その他雑物を含まない優良品であること。

(2) そだ及び竹

そだに用いる材料は、針葉樹を除き、堅固でじん性に富む直状のかん木で、特に用途に適した形状、寸法のものであること。

そだ用材は、元口の径 3cm 以下を標準とする。又、葉を除去したものであること。

そだ一束の径、長さは指定のものであること。

竹は、使用目的に合致したもので、径、長さは指定のものであること。

12. その他

その他の材料についても規格に適合した物を使用することとし、規格外品を使用するときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

- (1) 止水板
JIS K6773 塩化ビニル樹脂製止水板
- (2) 防水材
JIS A6005 アスファルトフェルト
JIS A6006 アスファルトルーフィング
- (3) 窯業品
JIS R1201 陶管（直管）
JIS R1202 陶管（異形管）
JIS R1250 普通れんが
- (4) その他は特記仕様書による。

13. JIS 及び JWWA の水道用品規格

- (1) 管、弁類等は、JIS、JWWA 及び甲の定めた規格に適合したもので、所定の検査に合格したものであること。
- (2) 給水装置工事に使用する材料は、横須賀市上下水道事業給水条例に基づき甲が定めたもののほかは使用しないこと。
- (3) 水道用品として JIS 及び JWWA で規格化されているものは表-2.1 のとおりである。

表-2.1 水道用品規格表（その1）

| J I S | |
|----------|--------------------------|
| 記号・番号 | 名 称 |
| 削除 | JWWA 規格へ移行（JWWA A113） |
| B 2062 | 水道用仕切弁 |
| B 2063 | 水道用空気弁 |
| B 2064 | 水道用バタフライ弁 |
| B 2301 | ねじ込み式可鍛鉄製管継手 |
| B 2302 | ねじ込み式鋼管製管継手 |
| B 7501 | 接線流羽根車単湿式 13mm 水道メータ |
| B 8410 | 水道用減圧弁 |
| G 3442 | 水道用亜鉛めっき鋼管 |
| G 3443-1 | 水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管 |
| G 3443-2 | 水輸送用塗覆装鋼管-第2部：異形管 |
| G 3443-3 | 水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 |
| G 3443-4 | 水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装 |
| K 6353 | 水道用ゴム |
| K 6742 | 水道用硬質塩化ビニル管 |
| K 6743 | 水道用硬質塩化ビニル管継手 |
| 削除 | JWWA 規格へ移行（JWWA K144） |
| 削除 | JWWA 規格へ移行（JWWA K145） |

表-2.1 水道用品規格表（その2）

| J W W A | |
|---------|----------------------|
| 記号・番号 | 名 称 |
| A 103 | 水道用ろ砂試験方法 |
| A 106 | 水道用コンクリート止水栓きょう |
| A 111 | 水道用プレストレストコンクリート管 |
| A 113 | 水道用ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング |
| B 103 | 水道用地下式消火栓 |
| B 107 | 水道用分水栓 |

| | |
|---------|-------------------------------|
| B 108 | 水道用止水栓 |
| B 109 | 接線流羽根車複湿式水道メータ |
| B 110 | 水道用ねじ式制水弁きょう |
| B 111 | 水道用鑄鉄止水栓きょう |
| B 113 | 水道用二段式止水栓きょう |
| B 115 | 水道用 10kgf/cm ² 仕切弁 |
| B 116 | 水道用ポリエチレン管金属継手 |
| B 117 | 水道用サドル付分水栓 |
| B 119 | 接線流羽根車単湿式・液封直読 13mm 水道メータ |
| B 120 | 水道用ソフトシール弁 |
| B 122 | 水道用ダクタイル鑄鉄仕切弁 |
| B 126 | 水道用補修弁 |
| B 132 | 円形鉄蓋 |
| B 137 | 水道用急速空気弁 |
| B 138 | 水道用バタフライ弁 |
| G 112 | 水道用ダクタイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 |
| G 113 | 水道用ダクタイル鑄鉄管 |
| G 114 | 水道用ダクタイル鑄鉄異形管 |
| G 114-2 | 水道用うず巻式ダクタイル鑄鉄フランジ式丁字管(消火栓用) |
| G 115 | 水道用ステンレス鋼管 |
| G 116 | 水道用ステンレス鋼管継手 |
| G 117 | 水道用塗覆装鋼管 |
| G 118 | 水道用塗覆装鋼管異形管 |
| H 101 | 水道用銅管 |
| H 102 | 水道用銅管継手 |
| K 103 | 水道用アルギン酸ソーダ |
| K 107 | 水道用消石灰 |
| K 108 | 水道用ソーダ灰 |
| K 110 | 水道用メタリン酸ナトリウム |
| K 111 | 水道用ベントナイト試験方法 |
| K 113 | 水道用粉末活性炭試験方法 |
| K 116 | 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 |
| K 117 | 水道用樹脂コーティング管継手 |
| K 118 | 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 |
| K 119 | 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手 |
| K 120 | 水道用次亜塩素酸ナトリウム |
| K 121 | 水道用ケイ酸ナトリウム溶液 |
| K 122 | 水道用液体カセイソーダ(水道用液体水酸化ナトリウム) |
| K 125 | 水道用黒ワニス |
| K 126 | 水道用ポリアクリルアミド |
| K 129 | 水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管 |
| K 130 | 水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手 |
| K 131 | 水道用硬質塩化ビニル管のゴム輪形鑄鉄異形管 |
| K 132 | 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 |
| K 134 | 水道用濃硫酸 |
| K 135 | 水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法 |
| K 136 | 水道用エポナイト棒及び板 |
| K 137 | 水道用ねじ切り油剤及びシール剤 |
| K 138 | 水道送・配水管更生用無溶剤型二液エポキシ樹脂塗料 |

| | |
|-------|------------------------------|
| K 139 | 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 |
| K 140 | 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 |
| K 141 | 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手 |
| K 142 | 水道用耐熱性液状シーラ剤 |
| K 143 | 水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料塗装 |
| K 144 | 水道配水用ポリエチレン管 |
| K 145 | 水道配水用ポリエチレン管継手 |
| K 148 | レジンコンクリート製ボックス |
| K 150 | 水道用ライニング鋼管用管端防食型継手 |
| K 157 | 水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法 |

| J D P A | |
|---------|------------------|
| 記号・番号 | 名 称 |
| G 1042 | 水道用ダクタイル鋳鉄管及び異形管 |

1．建設副産物適正処理推進要綱（抜粋）

1．1 総則

1．適用範囲

この要綱は建設副産物が発生する建設工事に適用する。

本要綱における建設工事とは、公共、民間が実施する土木工事、建築工事、解体又は改修工事のほか堤防等の除草、ダム等の流木処理、道路の清掃などの維持修繕工事など、建設副産物が発生するあらゆる工事をいう。また、発注者、元請業者、下請業者、資材納入業者、産業廃棄物処理業者等、建設副産物対策にかかわる全ての人を本要綱の対象とする。

2．基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- 一 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- 二 発生した建設副産物については、再利用及び減量化に努めること。
- 三 再利用又は減量化できないものについては、適正な処理を行うこと。

3．関係者の基本的責務

- 一 発注者は、建設工事の計画及び設計に当たっては、建設副産物の発生の抑制及び再利用の促進に努めるとともに、発注に当たっては建設副産物対策に必要な経費を計上しなければならない。
- 二 元請業者は、建設工事の施工に当たり、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を自ら適切に行うため、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備、協力業者への指導等を責任をもって行わなければならない。
- 三 協力業者は、建設工事の施工に当たり、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指導等に従わなければならない。

(1) 発注者

建設副産物の発生抑制、再利用及び減量化、適正処理を図るためには、計画・設計段階での取り組みが極めて有効である。その意味で発注者の役割は重要である。計画・設計段階においては、発生抑制を考慮した設計並びに広報及び材料の選定、再資源化が可能な資材、再生資材の利用等を十分に検討するとともに、アスベスト含有建材等処理が困難となるような材料は極力使用しないように努めることが必要である。また、発生した建設副産物についてはできる限り再利用に努めるとともに、再利用できないものについては適正処理が徹底されるよう、必要な条件の明示及び費用の計上を行うことが必要である。

(2) 元請業者

廃棄物処理法においては、建設工事に伴い排出される建設廃棄物の排出事業者は原則として元請業者が該当するとされているが、本要綱においては、建設副産物全般の適正な処理を確保する観点から、建設発生土についての排出事業者責任も元請業者に求めている。

排出事業者は、自らの責任において建設副産物の発生抑制、再利用及び減量化並びに適正処理を積極的に推進するほか、排出事業者として以下のような役割を負う。

- ・建設副産物対策に関して、発注者と連絡を密にするとともに、必要に応じ現場の状況等を踏まえ、提案を行う等必要な協議を行うこと。
- ・建設副産物対策を記載した施工計画書等の内容や発注者との調整内容等について、職員や協力業者へ周知徹底するとともに、適切な指導を行うこと。
- ・建設副産物対策を協力業者任せにするのではなく、処理を委託する場合には直接業者を選択し、適切な契約及び管理を行うとともに、関係者間の施工管理体制や協力体制を整備し、適切に運営すること。

(3) 協力業者

協力業者とは元請業者以外の施工者、資材納入業者並びに廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業を営む者を言う。

建設副産物の処理責任は排出事業者である元請業者にあるので、協力業者はその処理に当たっては、元請業者の指示に従うことが必要である。しかし、直接施工に当たるのは基本的には協力業者であることから、以下のような点に留意し、元請業者に積極的に協力することが必要である。

- ・建設副産物の発生の抑制を積極的に図っていくこと。
- ・元請業者に自らの施工により発生する建設副産物の内容を事前に知らせるとともに再利用の方法等について積極的に提案すること。
- ・元請業者の定めた建設副産物対策の方針を理解し、分別方法等について作業員に周知徹底させること。
- ・処理業の許可を有しない協力業者は、建設廃棄物を自ら処理しないこと。また、資材納入業者は、特に以下の点に留意し、元請業者に積極的に協力することが必要である。
- ・繰り返し使用できる容器包装を使用し、容器包装廃棄物の発生を抑制すること。
- ・製品が廃棄物となった場合に、適正処理が困難とならないよう必要な情報を提供するとともに、再利用、処理等の容易な製品開発に努めること。

1.2 計画の作成等

1. 発注者による計画の作成、条件明示等

発注者は、建設工事の計画及び設計に当たっては、建設副産物の発生抑制及び再利用の促進に配慮し、必要な調査の実施、適切な計画立案、設計の実施に努めなければならない。また、建設工事の発注に当たっては、計画・設計段階の検討結果及び適正処理に留意した処理方法を条件として明示するとともに、必要な経費を計上しなければならない。

明示した条件に変更が生じた場合には、変更設計等により適切に対処しなければならない。

また、公共工事の発注者にあつては、次の事項に留意しなければならない。

- 一 リサイクル法に規定する建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、リサイクル原則化ルールの徹底に努めること。また、建設汚泥及び建設混合廃棄物についても、リサイクル原則化ルールの適用に努めること。
- 二 建設リサイクルガイドラインに定められた事項の実施に努めること。

(1) リサイクル原則化ルール

公共建設工事における再資源活用の当面の運用について

建設省直轄工事においては、以下の運用を経済性にかかわらず実施する。なお、「経済性にかかわらず実施」とは、「建設副産物を最終処分場等に搬出する」場合よりも、コストが割高になる場合であっても「再資源化施設等に搬出する」こと、又は「建設資材として新材を使用する」場合よりもコストが割高になる場合であっても、「再生資材等を使用する」ことをいう。

ア) 指定副産物の工事現場からの搬出

工事現場から次の範囲内に再資源化施設又は他の建設工事がある場合は、当該施設等へ搬出する。

- ・ Co 塊、As・Co 塊、建設発生木材.....40km の範囲内の再資源化施設
- ・ 建設発生土.....50km の範囲内の他の建設工事（民間建設工事を含む）

イ) 再生資材等の利用

工事目的に要求される品質等を考慮した上で、工事現場から次の範囲内に再資源化施設及び建設発生土を搬出するほかの建設工事（民間建設工事を含む）がある場合は、再生資材及び建設発生土を利用する。

- ・ 再生骨材等.....40km の範囲内の再資源化施設
- ・ 再生加熱アスファルト混合物.....40km 及び運搬時間 1.5 時間の範囲内の再資源化施設
- ・ 建設発生土.....50km の範囲内の他の建設工事（民間建設工事を含む）

条件明示について

- ・ 残土が発生する場合は、残土の受入場所、距離等の処分条件
- ・ 産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再生

処理場又は最終処分場を指定する場合は、その場所、受入条件等。また、明示された条件に変更が生じた場合は、適切に対応するものとする。

事業執行における積算等の留意事項について

- ・原則として指定処分とする。
- ・運搬費用、再資源化に要する費用等について適正に計上する。

リサイクル原則化ルール適用対象の拡大（建設リサイクル推進計画'97）

- ・建設汚泥、建設混合廃棄物についてはリサイクル原則化ルールを導入
- ・補助事業等におけるリサイクル原則化ルール等の適用の促進

(2) 建設リサイクルガイドライン

建設省の直轄工事においては、建設リサイクルガイドラインにより、リサイクル計画書等の作成が義務付けられ、平成10年10月1日をもって運用が開始された。

2. 元請業者による施工計画の作成等

| |
|--|
| <p>元請業者は、次の事項に留意し、施工計画の作成等を行わなければならない。</p> <p>一 施工に先立ち、必要な調査を行うとともに、契約に基づき、建設廃棄物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成すること。</p> <p>二 施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めること。</p> <p>三 建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管すること。また、公共工事の発注者にとっては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなければならない。</p> |
|--|

(1) 再生資源利用計画書等の作成

リサイクル法に基づき、一定規模以上(表-1)の建設資材を搬入する工事については再生資源利用計画、一定規模以上(表-2)の指定副産物が工事現場から搬出される工事については再生資源利用促進計画の作成が義務付けられている。

また、建設省の直轄工事においては、建設リサイクルガイドラインに基づき、全ての工事を対象に、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の作成が義務付けられ、平成10年10月1日をもって、運用が開始されたところであり、地方自治体等が発注する公共工事においても同様の措置を講ずることが望ましい。

表-1 リサイクル法による再生資源利用計画の内容

| 計画を作成する工事 | 定める内容 |
|---|--|
| <p>次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事</p> <p>1.土砂 1,000m³以上</p> <p>2.砕石 500t以上</p> <p>3.加熱アスファルト混合物 200t以上</p> | <p>1.建設資材ごとの利用量</p> <p>2.利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量</p> <p>3.その他再生資源の利用に関する事項</p> |

表 - 2 リサイクル法による再生資源利用促進計画の内容

| 計画を作成する工事 | 定める内容 |
|--|---|
| 次の各号の一に該当する建設資材を搬出する建設工事 1. 建設発生土 1,000m ³ 以上 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 合計 200t 以上 | 1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項 |

(2) 発注者による計画の点検

- ・建設省の直轄工事においては、建設リサイクルガイドラインに基づき、発注者が元請業者に対し、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び完成時の実施状況の報告を特記仕様書により指示するとともに、提出される再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の実施報告（再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書）をチェックし、取りまとめの上、地方建設局等建設副産物対策委員会に提出することとされている。
- ・建設省の直轄工事以外の公共工事においても上記に準じて、発注者が計画のチェック等を行うことが望ましい。
- ・なお、建設省の直轄工事においては、建設リサイクルガイドラインに基づき、完了時の再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書は、地方建設局等建設副産物対策委員会が半期ごとに取りまとめ、集計し、集計結果を公表することとされている。

3. 工事現場の管理体制

元請業者は、次の事項に留意し、工事現場の管理を適切に行わなければならない。

- 一 建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすること。
- 二 上記の責任者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について現場担当者の教育を十分行うとともに、協力業者にもこれを周知徹底すること。
 また、公共工事の発注者にとっては、工事毎に建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

1. 3 建設発生土

1. 工事現場等における分別及び保管

施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講ずるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

2. 運搬

施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- 一 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講ずること。
- 二 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。

1. 4 建設廃棄物

1. 排出の抑制

発注者及び施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生量の抑制を行うとともに、現場内での再利用及び脱水等の減量化を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出量の抑制に努めなければならない。

発生した余剰材は、元請業者が責任を持って処理することが基本であり、資材として再利用される場合以外は協力業者や資材納入業者に持ち帰らせてはならない。

2. 工事現場等における分別及び保管

施工者は、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、建設廃棄物の処理方法ごとに、以下の事項に留意し、工事現場等において分別及び保管を行わなければならない。

- 一 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。特に作業員等の生活に伴う廃棄物の分別を徹底すること。
- 二 安定型産業廃棄物及びそれ以外の産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の分別に努めること。
- 三 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破碎等を行い、分別すること。
- 四 周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準を遵守し、適切に保管すること。

(1) 再資源化が可能な廃棄物の分別

資材の有効利用を図るため、次のような再資源化が可能なものについては、現場において分別を行う。

- ・ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（リサイクル法に基づく指定副産物）
- ・ 古紙、ダンボール、金属くず（すず鉄、古銅等）、あきびん類、古繊維等
- ・ 石膏ボード新築端材、ロックウール化粧吸音板新築端材、ロックウール吸音・断熱・保温材新築端材、ALC板新築端材等

(2) 作業員等の生活に伴い発生する一般廃棄物の分別

建設現場における作業員等の生活に伴って発生する弁当がら等の一般廃棄物については、工事現場に分別容器を設け、一般廃棄物として処理しなければならない。

(3) 安定型廃棄物とそれ以外の廃棄物の分別

安定型廃棄物と安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物にあつて管理型最終処分場で処分することができるものの分別に努めなければならない。安定型廃棄物は、がれき類、ガラス及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくずである。

ただし、以下のものについては、安定型廃棄物ではないので、安定型廃棄物から分別することが必要である。

- ・有機物が付着、混入した廃容器包装（金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず）
 - ・金属くずのうち鉛管又は鉛板
 - ・ガラス及び陶磁器くず又はがれき類のうちの廃石膏ボード
 - ・廃プリント配線板
 - ・廃ブラウン管（側面部）

3. 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- 一 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。
- 二 運搬については、産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については、産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。
- 三 建設廃棄物の搬出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、適正に管理すること。

(1) 委託基準

元請業者は、産業廃棄物処理業者に建設廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託（いわゆる二者契約）するとともに、次の委託基準等に従うことが必要である。

また、適切な委託費用により委託契約を行い、契約に従いこれを履行するとともに、適正な処理が行われるよう廃棄物処理業者を指導、監督しなければならない。

- ・他人の産業廃棄物の運搬又は処分を行うことができる者であつて、委託しようとする産業廃棄物の運搬、処分、再生がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- ・委託契約は書面により行い、委託契約書には(2)に示す事項に関する条項が含まれていること。
- ・運搬と処分又は再生を委託する者が異なる場合は、運搬受託者に処分又は再生の受託者名を、処分又は再生受託者に運搬の受託者名を記載した文書を交付すること。
 - ・再委託は原則として行わないこと。

・やむをえず再委託する場合には、受託者は、あらかじめ事業者に対して、再受託者の氏名又は名称及び再委託が委託基準に適合していることを示すとともに、事業者から書面による承諾を受けること。また、受託者は、受託に係る委託契約書を再受託者に交付すること。

(2) 委託契約書

廃棄物処理法に基づき委託契約書には以下の事項を記載しなければならない。

- ・委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ・運搬の最終目的地の所在地
- ・処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法、その処分又は再生に係る施設の処理能力
- ・委託契約の有効期間
- ・委託者が受託者に支払う料金
- ・受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を有する場合には、その事業の範囲
- ・積替又は保管を行う場合には、積替又は保管場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限
- ・積替又は保管を行う場合に安定型産業廃棄物を他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項
- ・委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下に関する情報
 - 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - 腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
 - 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - その他取り扱う際に注意すべき事項
- ・受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ・委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

上記の基準に適合した委託契約書は、以下の場所で販売している。

社団法人東京建設業協会 03(3552)5656

関東建設廃材処理業共同組合 03(3297)3841

(3) 産業廃棄物管理表（マニフェスト）による管理

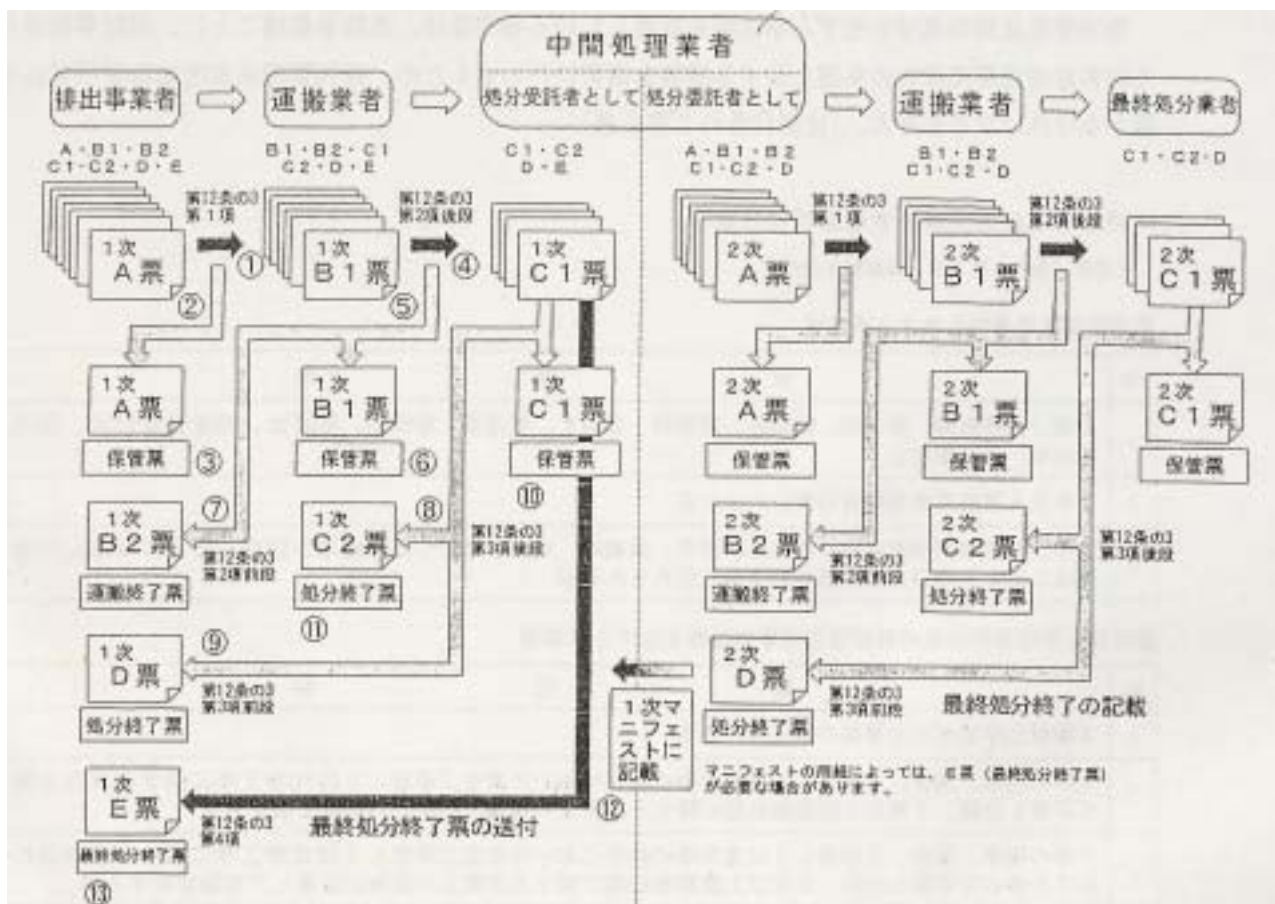
排出事業者は、建設廃棄物の搬出に当たっては、産業廃棄物管理表（以下 マニフェスト）を交付し、廃棄物の処理が適正に行われたことを確認しなければならない。

運用方法

- ・廃棄物を搬出する際に、運搬車両ごと、廃棄物の種類ごとに排出事業者は、7枚複写のマニフェスト（A、B₁、B₂、C₁、C₂、D、E）に必要事項を記入し、収集運搬業者に交付する。
- ・収集運搬業者は、廃棄物を受け取る際に、運転者氏名を記入し、A票を排出事業者に戻し、運搬終了時に6枚のマニフェストの運搬担当者欄に運搬終了年月日を記入し、残りを廃棄物と

もに処理施設に渡す。

- ・ 収集運搬業者は、処理施設で処分業者から、受取印又はサインを受け、B₁、B₂票を受け取る。
- ・ B₁票を自ら保存するとともに、運搬終了後 10 日以内に B₂票を排出事業者に返送する。
- ・ 処分業者は、処分が完了した時点で処分完了印及び処分者氏名、処分終了年月日を記入し、C₁票を自ら保管し、C₂票を 10 日以内に収集運搬業者に返送するとともに、D票を 10 日以内に排出事業者に返送する。
- ・ 収集運搬業者は B₁票と C₂票を照合し、5 年間保存する。
- ・ 処分業者は、C₁票を 5 年間保存する。
- ・ 処分業者は、中間処理の残さ物の最終処分が終了した旨を記載し、マニフェスト交付者にマニフェストの写しを送付する。(最終処分通知受領後 10 日以内)
- ・ マニフェスト交付後 90 日(特別管理産業廃棄物については 60 日)を過ぎても D票が返送されない場合、又は不適正に処理された恐れがある場合は、排出事業者は集運搬業者又は処分業者に照会し、必要な措置を講ずる。
- ・ 排出事業者は、A票と B₂、D、E票を照合し、廃棄物が適正に処理されたことを確認するとともに、A、B₂、D、E票を 5 年間保存する。



報告書の作成等

元請業者は、年度ごとに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、翌年度の6月30日までに当該工事現場を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。

マニフェスト販売に関する問い合わせ先

建設マニフェスト販売センター 03(3523)1630

4. 運搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- 一 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること
- 二 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること
- 三 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること
- 四 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと

(1) 積み込み及び運搬

建設廃棄物の積み込み及び運搬に当たっては、下記事項に留意しなければならない。

- ・取扱い方法の異なる廃棄物が混合しないようにする。
- ・分別した数種類の廃棄物をやむを得ず同一車両で運搬する場合は、中仕切を設けたり、異なるコンテナに収納し運搬する。
- ・廃棄物の種類によって、単位体積重量が異なるので、過積載とならないようにする。
- ・廃棄物の運搬を委託している場合には、許可を得た車両を使用させ、許可証の写しを常備させる。

(2) 積替及び保管

混合廃棄物については、積替・保管施設において、複数の排出事業者の廃棄物が混合され、手選別により有価物の回収等が行われることが多い。このような行為は処理責任の所在が不明確となり、不適正処理の原因となることがある。また、工事現場での分別を推進することにより、積替及び保管時の有価物の回収等のメリットは小さくなっていく。したがって、元請業者は、工事現場における分別を徹底することと併せて、混合廃棄物の不適正な処理が行われる恐れのある積替及び保管を行う収集運搬業者とは処理委託をしないようにしなければならない。

積替及び保管に当たっては、廃棄物処理法に基づき次のような措置を講じなければならない。

- ・積替えにおいては、周囲に囲いが設けられ、積替えの場所であることの表示がされていること。また、保管においては、廃棄物の積替えのための保管の場所である旨、廃棄物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、積上げることので

- きる高さ等の、必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- ・廃棄物の飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発生がないようにすること。
 - ・保管する数量が7日分の搬出量を超えないこと。

成 果 品 編

1．工事記録写真撮影要領

1.1 目的

この要領は、工事の監督及び検査の適正化をはかるため、工事記録写真の撮影及び整理等について基本的な事項を定めるものである。ただし、配水管工事の小口径については、施工技術書による。なお、要領と施工技術書に相違がある場合又は、要領によりがたい場合は、監督員の指示によるものとする。

1.2 撮影計画

1. 撮影計画書の提出

請負者は、工事着手に先立ち、「工事記録写真撮影計画書」を作成し、監督員に提出すること。なお、デジタルカメラを使用する場合は、施工計画書に「工事記録写真撮影計画」を記載し、監督員の承諾を得ること。ただし、小規模な工事については、監督員の承諾を得て撮影計画書を省略することができる。

2. 「工事記録写真撮影計画書」記載事項

- (1) 撮影者……責任者、補助者
- (2) 内容……平面図等の撮影計画箇所を記入する。

1.3 撮影方法

1. 写真の分類

写真は、原則として状況写真、品質管理写真、出来形管理写真とすること。

なお、撮影に当たっては、撮影表示板を入れること。

- (1) 状況写真は、施工の位置及び状況が容易に確認できるように家屋等を背景に入れて撮影すること。

なお、1枚で状況が確認できない場合は、組写真にすること。

- (2) 品質管理写真は、検査・試験・測定等を行っている全景及び規格・基準等と照合又は対比して確認できるように近距離から撮影すること。
- (3) 出来形管理写真は、所定の形状・寸法が判定できるように必ず寸法を示す器具（箱尺又はリボンテープ等）を入れて撮影すること。

2. 撮影箇所

撮影は、「別表」に示す箇所のほか、監督員が指定する箇所又は記録に残す必要がある箇所とする。

3．撮影時期

撮影者は、写真撮影の目的を十分に理解し、常に、工事の進捗状況、施工内容を把握して、施工前及び施工後等、適当な時期に撮影すること。

4．その他

- (1) 写真は、カラー写真とし、焼付け大きさはサービス判とすること。
- (2) 事故・災害等緊急にその状況を報告する必要がある場合は、原則としてインスタント写真とすること。
- (3) 夜間工事は、その状況が判別できるような写真であること。
- (4) 撮影は、必要に応じて遠距離と近距離から行うこと。

1．4 整理・編集

1．写真帳

写真帳の大きさは、A4サイズを標準とすること。なお、表紙には、工事件名、請負者名、工期を記入すること。

2．写真の整理

- (1) 写真撮影後は、速やかに整理し、余白に見取図、説明、整理番号を付すこと。
- (2) 写真帳の巻頭に案内図及び位置図を付し、撮影箇所と写真が対比出来るようにしておくこと。

3．写真帳の提出

- (1) 写真は、工事の進行に合わせて、写真帳へ整理し、監督員が必要とする場合は、施工中であっても速やかに提出すること。
- (2) 工事が完成したときは、写真帳を監督員に提出すること。
- (3) デジタルカメラを使用の場合も、焼付写真で提出すること。

別表 - 1 撮影内容及び頻度(その1)

| 工 種 | 撮 影 箇 所 及 び 内 容 | 撮 影 頻 度 | 摘 要 |
|------------------|--|---|---|
| 一 般 | 現 場 概 況 施工前と施工後の現場の状況を同一箇所 で同一方向から撮影する。 既設物と占有位置等の関連を撮影する。 その他重要箇所及び指定箇所 | 実施箇所毎 | 実施箇所とは点的施 工、 m毎とは連 続施工の場合である。 以下、各項とも同じ。 |
| 安 全 管 理 | 各種標識類の設置状況 各種保安施設の設置状況 (建設業許可表、労災保険関係成立表等) 保安要員等交通整理状況 K.Y.K、安全会議及び安全教育の実施状 況 | | 施工技術書による。 |
| 仮 | 土 留 工 使用材料 仮設状況 | | 施工技術書による。 |
| 設 | 覆 工 施工状況(すりつけ等を含む。) | 実施箇所毎 | |
| | 仮設道路設置工 設置前の全景 施工状況(舗装構造、幅員、保安柵等) 設置後状況 | 実施箇所毎 | |
| | 仮 締 切 工 使用材料 仮設切状況 | 実施箇所毎 | |
| 仮 設 | 地下連続壁工 安定液混合、排水処理設備設置状況 掘削状況(使用機械) 掘削幅及び深さ 鉄筋の径、間隔及び継手の形状・寸法 鉄筋かごの幅、長さ、厚さ 鉄筋かごの吊込み状況 コンクリート試験(スランプ、空気量) コンクリート試験(強度、スランプ、空 気量) コンクリートの打設状況 仕上げ(仕上がり、形状) | エレメント毎 " " " " 50m ³ 毎に1回 100m ³ 毎に1回 エレメント毎 | 使用機械については、機械 全体、及び低騒音、排出ガ ス対策機械の標識(ラベ ル)がわかるように写す。 |
| 工 | 深 礎 工 掘削状況(使用機械) 径及び深さ ライナープレートの設置状況 裏込め注入作業 | 実施箇所毎 " " " | 使用機械については前述 に同じ。 |
| 土 | 試 験 掘 工 掘削位置 埋設物の位置、はなれ、土被り、配列 道路復旧状況 | 実施箇所毎 " " | 基点を明確にして撮 影すること |
| 工 | 掘 削 工 布掘状況 舗装こわし状況 掘削状況(使用機械、人力の別) 掘削深さ及び幅 | | 施工技術書による。 使用機械については前述 に同じ。 |

| | | | | |
|--|------|-----------------------------------|--|-----------|
| | 埋戻し工 | 材料点検 埋戻し状況 埋戻し跡の検査 各層の厚さ | | 施工技術書による。 |
|--|------|-----------------------------------|--|-----------|

別表 - 1 撮影内容及び頻度(その2)

| 工種 | 撮影箇所及び内容 | 撮影頻度 | 摘要 | |
|----|-------------------------------|--|--|----------------------------------|
| 土工 | 盛土工 | 材料検査 巻戻し状況(厚さ) 締固め状況 | 300m ³ 毎に1回 実施箇所毎 | |
| | 試験杭 | 打込み状況(使用機械) 継手作業状況(溶接状況) 載荷試験状況(試験装置) | 実施箇所毎 その都度 " | 最終貫入量の測定状況も撮影する。 |
| 基 | 既製杭 | 材料検査 打込み状況(使用機械) 継手状況及び杭頭仕上げ状況 全景と杭間隔 | 実施箇所 実施箇所毎 " " | 最終貫入量の測定状況も撮影する。 |
| | 場所打ち杭 | 安定液混合、排水処理設備設置状況 掘削状況(使用機械) 掘削径及び深さ 鉄筋の径、間隔及び継手の形状・寸法 鉄筋かごの幅、長さ、厚さ 鉄筋かごの吊込み状況 | 実施箇所毎 " " " " | H鋼の場合もこれに準じる。 使用機械については前述に同じ。 |
| | | コンクリート試験(スランプ、空気量) コンクリート試験(強度、クランプ、空気量) コンクリートの打設状況 杭頭仕上げ状況(余盛コンクリートの処理) 全景と杭間隔 | 50m ³ 毎に1回 100m ³ 毎に1回 実施箇所毎 " " | 30m ³ 以下は省略 |
| 工 | 割栗石基礎工 砂利基礎工 捨コンクリート打設工 | 材料検査 掘削状況(使用機械) 厚さ及び施工範囲 | 実施箇所毎 " " | 使用機械については前述に同じ。 |
| | 配管 | 材料検査 管の吊込み状況 土被り及び占用位置 管の接合状況 既設管との連絡配管状況(不断水連絡工を含む) 水圧試験状況 溶接部の検査状況 | | 施工技術書による。 |
| | | 管防護 | 配筋間隔 型枠設置状況 形状、寸法 コンクリート打設状況 | 実施箇所毎 " " " |

| | | | | |
|--------|--------------------------|-------------------------------------|--|-----------|
| | 防食用 ポリエチレン スリーブ被覆工 | 材料検査 被覆状況（ラップ長さ、固定箇所） 管明示工の状況 | | 施工技術書による。 |
| 付 属 | 基礎 | 「基礎工」による | | |
| | 弁据付け | 弁の据付け状況（副管、副弁取付けを含む） | | |

別表 - 1 撮影内容及び頻度（その3）

| 工種 | 撮影箇所及び内容 | 撮影頻度 | 摘要 |
|---|----------------|--|--|
| 施 設 築 造 工 | 鉄筋工 | 材料検査 鉄筋の径、配筋間隔、継手の形状・寸法 圧接作業 〔圧接作業状況 検査状況〕 | 実施箇所毎 " 実施箇所毎 " |
| | コンクリート工 型枠工 | 材料検査（スランプ、空気量） 材料検査（強度、スランプ、空気量） 型枠設置状況（支保工の状況） 室の断面寸法及び鉄筋の被り コンクリートの打設状況 弁室仕上がり状況 | 50m ³ 毎に1回 100m ³ 毎に1回 実施箇所毎 " " " 断面の変化する毎に |
| | その他据付け | 付属金物（梯子、振止め金物、継足金物 先掘防止鉄板等）の取付け状況 コンクリート側塊積、室頂版据付け又は ブロック据付け等の状況 鉄蓋据付の状況 表示板等の取付け状況（弁仕様、酸欠） | 実施箇所毎 |
| 水 管 橋 及 び 橋 梁 添 架 | 水管橋 | 管体及び部材製作状況 下部構造（「仮設工」「土工」「基礎工」 「鉄筋工」「コンクリート工」「型枠工」 による） 架設状況（吊り込み、組み立て） 接合部検査状況 塗装（「塗装工」による） | 1工事に1回 又は搬入毎 1スパン毎 実施箇所毎 |
| | 橋梁添架 | 管材料検査 添架の状況 管接合部検査状況 塗装（「塗装工」による） | 搬入毎 必要に応じて 実施箇所毎 |
| 推 進 工 | 仮設備工 | 刃口、支圧壁、推進設備の設置状況 | 実施箇所毎 |
| | 推進工 | 管材料検査（推進用管、さや管） 掘削、残土搬出、裏込め注入作業、砂充 填作業の状況 | 1路線1回 " |
| | 配管工 | 「配管工」による | |
| | 推進工 | 「仮設工」「土工」「基礎工」「鉄筋工」 「コンクリート工」「型枠工」による。 | |

| | | | | |
|-------|--------|--|---|-----------------|
| シールド工 | トンネル築造 | シールド 一次覆工材の検査(工場) 掘削状況(使用機械) 一次覆工の組立て状況 裏込注入作業 トンネル内配管(「配管工」に準じる) 二次覆工(コンクリート充填) 材料検査(「コンクリート工」による) | 1工事に1回 " 地質の変化毎に1回 100mに1回 必要に応じて | 使用機械については前述に同じ。 |
| | | 厚さ 仕上り内容 | 1スパンに1回 " | |

別表 - 1 撮影内容及び頻度(その4)

| 工種 | 撮影箇所及び内容 | 撮影頻度 | 摘要 | |
|-------|-----------|--|---|-------------------------|
| シールド工 | 仮設工 立杭 | 立杭設備、圧気設備、ロック設備、送排泥設備、泥水処理設備、運搬設備等の設置状況 「仮設工」「土工」「基礎工」「鉄筋工」「コンクリート工」「型枠工」による。 | 実施箇所毎 | |
| | 地盤改良工 | 注入工 | 材料検査状況 施工機械設備状況 注入状況(注入位置・深さが確認できるもの及び全景) 観測井設置状況及び地下水観測状況 | 搬入口毎 実施箇所毎 " " |
| 改良工 | | 材料検査 改良部分の床付け状況 厚さ及び施工範囲 | 実施箇所毎 " " | |
| 舗装工 | 路盤工 | 材料検査 敷均し厚 転圧状況 削除 | | |
| | 基層工 | 敷均し厚 転圧状況 削除 | | |
| | 表層工 | 敷均し厚 転圧状況 ガードレール及びガードパイプ、植樹、街渠、側溝 コア採取状況 | | |
| | 付帯設備 | 柵、区画線及び道路表示等の撤去及び復旧の施工状況 | 実施箇所又は指定箇所 | |
| 塗装工 | 管塗装工 | 材料検査(使用量) 下地処及び塗装状況 検査状況(膜厚、ピンホール、密着等) 仕上がり状況 | 全数量 継手毎又は1スパンに1回 | 各層毎 |
| | その他 | 材料検査(使用量) 下地処及び塗装状況 仕上がり状況 天候、温度、湿度 | 全数量 施工箇所毎 " | |

| | | | | |
|--------|-------------------------------|-------------------------------|-------|-----------|
| そ の | 防 護 工 | 吊り防護、受け防護の施工状況(種類別) | 施工箇所 | |
| | 支 障 物 権 | 支障物権の位置、寸法及び処理状況等 | 施工箇所 | |
| | 工事完成後確認 することが困難 な 箇 所 等 | 水中又は地下に埋没する箇所等 | 施工箇所 | |
| 他 | 他企業の立会い を要するもの | 立会い状況 | 立会い箇所 | |
| | 災 害 及 び 事 故 | 工事中災害又は事故が発生した場合の現 況及び復旧状況 | その都度 | インスタント写真等 |
| | 補 償 関 係 | 被害又は損害状況 | その都度 | |

2. 管工事（しゅん工 CAD）

2.1 しゅん工図

しゅん工図(成果品)の提出は、標準仕様で示す仕様で作成した電子データと、これを出図した紙面を提出すること。

1. 標準仕様

- (1) 納入媒体は、フロッピーディスク(3.5 インチ)あるいは光磁気ディスク(3.5 インチ)とする。
- (2) データ形式は、D X F (AutoCAD R14J で紙面と同等な情報を展開可能なもの)とする。
- (3) ファイル名称は、西暦年度と契約番号を連記したもの（英数半角 8 文字）とする。
- (4) しゅん工図用として局から平面図データが提供された場合は、横須賀市上下水道局マッピングシステムで使用している測地座標系とする。
- (5) しゅん工図の図形データの表示は、施工技術書の仕様に準拠するものとする。

3. 測量成果品

3.1 成果品は施工技術書の調査作業編 1.3 による。

4. 地質調査成果品

4.1 成果品は施工技術書の調査作業編 2.2 による。

5. 電気・設備成果品

5.1 電気設備等工事

書類の部数

| 書類名称 | 部数 | 備考 |
|---------|----|-----------------------------|
| 承認図 | 2部 | |
| しゅん工図 | 1部 | 原則として第2原紙とする |
| 完成図 | 5部 | 表紙は金文字の黒表紙 部数は原則として5部とする |
| 工事施工計画書 | 2部 | 工程表を含む |
| 工事写真 | 1部 | ネガを含む |

完成図書の製本の仕方

| 図書の種類 | コピーサイズ | 製本サイズ | 分冊 | 形状 | 備考 |
|-------|--------|-------|----|-----|-----------|
| 展開接続図 | A4判 | A4判 | 1冊 | ヨコ長 | 枚数により分冊する |
| 機器外形図 | 原寸 | " | 1冊 | タテ長 | 枚数により分冊する |
| 盤内接続図 | " | " | | | |
| 配線表 | " | " | | | |
| 試験成績表 | " | " | | | |
| 取扱説明書 | " | " | | | |
| 工事図 | " | " | | | |
| その他図面 | " | " | | | |

完成図書表紙の記入文字

| | |
|---|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl;">横須賀市上下水道局 殿</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">工事件名</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">()</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">完成図書</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">(/)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">平成</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">年</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">月</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">会社名</p> | <p>横須賀市上下水道局 殿</p> <p>工事件名</p> <p>完成図書</p> <p>(/)</p> <p>(/)</p> <p>平成 年 月</p> <p>会社名</p> |
|---|---|

工事施工場所が複数になるとき、機場名を記入する。

(/)
 展開接続図及び機器外形図等が分冊になるとき、展開接続図 / 及び機器外形図他 / と記入する。

(/)
 完成図書が分冊になるとき、記入する。

5.2 電気設備等業務委託

(1) 業務委託

書類の部数

| 書類名称 | 部数 | 備考 |
|-------|----|------------|
| 作業計画書 | 2部 | 工程表含む |
| 作業日報 | 1部 | |
| 完成図書 | 2部 | 表紙は金文字の黒表紙 |

点検報告書表紙の記入文字

| | |
|---|---|
| <p>平成 年度 保守点検名称 完了報告書 会社名</p> <p>横須賀市上下水道局殿</p> | <p>横須賀市上下水道局 殿</p> <p>平成 年度</p> <p>保守点検名称</p> <p>完了報告書</p> <p>会社名</p> |
|---|---|

参考資料

水協検査必要材料一覧

管・継手類

| 品目 | 規格番号 | 品目 | 規格番号 |
|-------------------|-------------------|--------------|------------|
| ダクティル鑄鉄管 | JWWA G 113 | ダクティル鑄鉄異形管 | JWWA G 114 |
| ダクティル鑄鉄管及び異形管接合部品 | JWWA G 113、 G 114 | 塗覆装鋼管 | JWWA G 117 |
| ステンレス鋼管 | JWWA G 115 | 塗覆装鋼管の異形管 | JWWA G 118 |
| ステンレス鋼管継手 | JWWA G 116 | 水道配水用ポリエチレン管 | JWWA K 144 |
| 水道配水用ポリエチレン管継手 | JWWA K 145 | | |

弁・栓類

| 品目 | 規格番号 | 品目 | 規格番号 |
|------------|-------------------------|-----------|------------|
| 仕切弁 | JIS B 2062 , JWWA B 122 | ソフトシール仕切弁 | JWWA B 120 |
| ダクティル鑄鉄仕切弁 | JWWA B 122 | バタフライ弁 | JWWA B 138 |
| 単口消火栓 | JWWA B 103 | 双口消火栓 | 横須賀市型 |
| 急速空気弁 | JWWA B 137 | 補修弁 | JWWA B 126 |

特 記 仕 様 書

アスファルト混合物事前審査制度における特記仕様書

1. 適用

この特記仕様書は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物が、アスファルト混合物事前審査制度による認定を受けたアスファルト混合所の混合物を使用する場合に適用する。

2. 基準試験等の省略について

- (1) 請負者は、アスファルト混合物事前審査制度による認定を受けた混合物を使用する場合は、アスファルト混合物の製造者より認定書の写しを受け取り、これを監督員に提出することにより品質管理に関する基準試験等を省略できるものとする。
- (2) 請負者は、アスファルト混合物事前審査制度による認定を受けた混合物を使用する場合は、神奈川県土木共通仕様書の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」により施工できるものとする。
- (3) 請負者は、施工時におけるコア採取による品質管理（抽出試験）は省略できるものとする。ただし、監督員が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (4) 請負者は、施工時におけるコア採取による品質管理（密度試験）は実施するものとする。（コア数は3個を標準とする。）ただし、施工面積300m²未満は省略できるものとする。

工事施工計画書等の簡素化における特記仕様書

1. 施工計画書等記載事項の内容

施工計画書等記載事項の参考記載内容は別表（横須賀市ホームページ「検査情報」に掲載）のとおりとする。ただし、施工計画書の提出を省略できる工事において、提出する書類については施工計画書としてではなく、個々の書類として提出できるものとする。

2. 施工計画書の省略について

請負者は、下記の場合は施工計画書の提出を省略できるものとする。ただし、(1)、(2)の場合で、請負者の工事成績の総合平均点（当該工事の入札時）が70点未満の場合、又は特殊性のある工事で監督員が指示した場合はこの限りではない。

- (1) 当初請負金額500万円未満の工事、又は当初工期60日未満の工事
- (2) 当初請負金額500万円以上、かつ当初工期60日以上で監督員が省略を認めた工事
- (3) 緊急を要する工事

建設副産物実態調査(センサス)にかかる特記仕様書

1. 建設副産物実態調査の対象

元請負者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（調査意見書の工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータ及び帳票は、「資源有効利用促進法」で定められた「再生資源利用{促進}計画書（実施書）」の作成を兼ねるものとする。

・調査対象品目

搬入する建設資材：コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、砕石、塩化ビニル管・継手、石膏ボード、その他建設資材

搬出する建設副産物：コンクリート塊、建設発生木材(木材が廃棄物になったもの)...これには、具体には建設発生木材のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類、建設発生木材（伐木材、除根材など）...これには、具体には建設発生木材等のうち建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る）に伴って副次的に伐木材、伐根材が該当、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管・継手、廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）、廃石膏ボード、紙くず、アスベスト（飛散性）、その他の分別された廃棄物建設発生土

2. 建設副産物実態調査の作業手順

(1) 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

監督員から「建設リサイクルデータ統合システム：CREDAS 入力」の CD-ROM の貸し出しを受ける。

入力システムは国土交通省のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

(「操作説明書」は CD-ROM 内にも PDF ファイルで格納されています。)

CD-ROM から「入力システム」をインストールする。

(CD-ROM に添付のインストールマニュアル参照)

当初契約時点でのデータを入力する。

(「再生資源利用{促進}計画書」の作成)

工事個票印刷により「再生資源利用{促進}計画書」を印刷し、施工計画書に添付する。

工事完成時に実施書（最終データに修正）を書き換える。

提出用ファイル作成により、提出用フロッピーディスクを作成する。

工事個票印刷により「再生資源利用{促進}実施書」を印刷し、監督員の確認を受ける。

工事完成時に提出用フロッピーディスクを監督員に提出する。

完成図書に「再生資源利用{促進}実施書」を添付する。

(2) データ入力上の留意点

建設発生土については埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には「地山³m³」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締め³m³」（次表：土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表 土量の変化率C

| レキ質土 | | 砂質土及び砂 | | 粘性土 | | 岩塊 玉石 |
|------|------|--------|--------------|------|-------------|-------|
| レキ | レキ質土 | 砂 | 砂質土 (普通土) | 粘性土 | 高含水比 粘性土 | |
| 0.95 | 0.90 | 0.95 | 0.90 | 0.90 | 0.90 | 1.00 |
| 軟岩 | | 軟岩 | | 中硬岩 | | 硬岩 |
| 1.15 | | 1.20 | | 1.25 | | 1.40 |

(例)

- 掘削 100 m³
 埋戻し 20 m³ (締め³m³)... 「様式1 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。
 22 m³ (地山³m³)... 「様式2 _利用量」欄に入力する。
 20 m³ / 変化率C(仮に0.9とする) = 22 m³
 処分 78 m³ (地山³m³)... 「様式2 _現場外搬出量」欄に入力する。
 100 m³ - 22 m³ = 78 m³

建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、建設発生木材（木材が廃棄物になったもの）、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（伐木材、除根材など）、建設汚泥、建設発生土（一種発生土～浚渫土））について

ア.コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を県土整備部のコンクリート塊処理指定工場に搬出する場合は「搬出崎の種類コード」を「2 中間処理施設（焼却以外）・土質改良プラント」と選択する。

イ.建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材を県土整備部の建設発生木材等再資源化指定工場に搬出する場合は、「建設発生木材（木材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類コード」を「2 中間処理施設（焼却以外）・土質改良プラント」と選択する。

ウ.建設発生木材等のうち、伐木材、伐根材を県土整備部の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材（伐木材、除根材など）」欄に入力することとし、「搬出先の種類コード」を「2 中間処理施設（焼却以外）・土質改良プラント」と選択する。

エ.建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「2 中間処理施設（焼却以外）・土質改良プラント」と選択する。

オ.再利用がきまっている建設発生土を仮置場に搬出する際は、「搬出先の種類コード」を「4 スト再/建設発生土ストックヤード（再利用がきまっている場合）」と選択する。

公共建設発生土処理にかかる確認処分特記仕様書

1. 請負人は、再生資源の利用促進に関する法律に基づき、当該現場から発生する建設発生土の利用促進に努めなければならない。
2. 請負人は、関係法令を遵守し、安全性などを勘案のうえ、自らの責任において受入先を選定し、適切な施工を確認しなければならない。
3. 請負人は、自ら選定した受入地に建設発生土を搬入する場合は事前に確認届を提出しなければならない。
4. 請負人は、別添「建設副産物にかかる特記仕様書」に基づき再生資源利用促進計画書及び、再生資源利用促進実施書を提出すること。

水道工事共通仕様書

| | | |
|--------|------------------|----|
| 第 1 版 | 平成 2 年 7 月 1 日 | 発行 |
| 第 2 版 | 平成 12 年 4 月 1 日 | 改正 |
| 第 3 版 | 平成 15 年 4 月 1 日 | 改正 |
| 第 4 版 | 平成 16 年 4 月 1 日 | 改正 |
| 第 5 版 | 平成 16 年 10 月 1 日 | 改正 |
| 第 6 版 | 平成 17 年 4 月 1 日 | 改正 |
| 第 7 版 | 平成 18 年 10 月 1 日 | 改正 |
| 第 8 版 | 平成 19 年 10 月 1 日 | 改正 |
| 第 9 版 | 平成 20 年 7 月 1 日 | 改正 |
| 第 10 版 | 平成 20 年 10 月 1 日 | 改正 |
| 第 11 版 | 平成 22 年 1 月 1 日 | 改正 |

発行所 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市上下水道局